

第18回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年5月20日(土) 13時00分

場所：S T V北2条ビル6階会議室

委員長 はい、皆さん、どうもご苦労様でございます。今日は第18回の検討委員会でございます。いよいよもう終盤どころか、ゴール間近でございます。今日を入れて27日にもう1回検討委員会が予定されておりますけれども、あと2回でございます。この18回の検討委員会を始めて参りたいと思いますが、あと2人くらいは来ることになっているのかな。お待ちしながら、まず事務局からの報告を受けて参りましょうか。

事務局(係長) それでは事務局の方から1点お知らせがございます。次第の方に書いてございますように、最終答申書の手交式が5月30日、再来週の火曜日に予定しております。16時30分から10階の市長会議室で行うのですが、検討委員の皆さまの中で出席いただける方がいらっしゃいましたら、5月25日の木曜日までに未来局の方にご連絡いただきたいと思っております。集合時間はまだ決まっていないのですが、おそらく15分か20分くらい前に集合ということになると思っておりますので、追って出られる方にご連絡いたしますけれども、是非ご参加される方は事務局の方にお知らせいただきたいと思っております。よろしく願います。

委員長 平日の午後ですけれども、最後ですからみんなで市長に渡して、それで時間が許せば一言ずつ何か語るのもいいかもしれませんので、時間の許す方はできるだけ参加するようにいたしましょう。報告はそれだけでよろしいですか。

事務局(係長) 今の補足ですけれども、16時30分からだいたい20分くらいの所要時間を考えておりますので、よろしく願います。

委員長 はい、分かりました。次に式次第に従いまして、子ども委員会からの報告を受けたいと思っております。

O委員 子ども委員会の報告ということですが、子どもの大切な権利意見シートというのをご覧頂きまして。私は4月30日には私用がありまして行けなかったのですが、4月30日に皆さんの方でやっていただいたと思っております、子ども委員との話し合いを。ということでして、その時に子ども委員が必要な権利とか、審議していただきたいような権利であるとか、そういうものを提案したと思っております。そのあとそれらについて、この検討委員会で審議なされたということを伺っております。その結果をまた子ども委員に投げかけてあります。それでその結果がこの意見、11人出ておりまして、これを見ていただければ審議にどのような感想が出たかというのが分かると思っております。一昨日に第6回目の子ども委員会を行いました。権利侵害についてのお話し合いですけれども、これはま

た次回に引き続いているもので、次回の会議がおそらく議論としては最後のものとなると思います。

委員長 はい、ありがとうございます。パッと見ると、概ねちょっと厳しいご意見も、ドキッとするのもありますけれども、どうですか、皆さん。なかなか子どもたちにも受け入れられているような感じを持ちますけどもね。どうもありがとうございました。今日はこういった子どもたちの意見を踏まえて、いろいろ我々は考えてきたわけなんですけれども、今日お手元にこういうような案がございますね。最終答申書の案がありますけども、これをみんなで議論していきたいと思うのです。前回の検討委員会から今回までの間に、前回の議論を踏まえて。今ちょっと課長が中座しておりまして、私、忘れてしまいました。失礼いたしました。課長の方から1つご報告があるようです。どうぞ、お願いします。

事務局(課長) ありがとうございます。皆さまのお手元の3枚目に『市立学校(園)長の意見交換会から』という資料をお配りしてございます。これは先日市立学校の幼小中高の校長先生方が10数名お集まりになりまして、現在の権利条例の制定の案につきましているいろいろな意見交換会がございました。私、その席にオブザーバーとして参加しておりまして、その時のご意見を何点かまとめたものでございます。もしよろしければ私の方からちょっと報告させていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

委員長 そうですね、ご報告していただきましょうか。どういう意見が出たかというのは興味深い所でございますので、お願いいたします。

事務局(課長) 何点かあるのですが、皆さんのお手元にお配りしている資料は条例案全体に関する部分、まず大きく3点ございまして、それをお配りしてございます。1点目は多分権利学習のことについてだと思うのですが、権利学習の部分が非常に大切だということで、これは中間答申にも書いてございますが、『力の強い者の権利だけが実現されて、弱者の権利が踏みにじられないようにするためには、子ども自身がお互いの権利の調整を図るルールを学び、身に付けることが重要である』という、この点が非常に校長先生、園長先生方の中では非常に重要なことであるということが、お話し合いの中で出ておりました。従ってこのことについては、子どもたちが権利を行使するために、是非とも子どもたちが知っておいていただきたいことだということで、第1章の総則か、あるいは第3章、権利のカatalogの前の所の多分冒頭の部分に、子どもにとって大切な権利の冒頭の部分に、『自分の権利が尊重されるのと同じように他の人の権利を尊重しなければならない』という趣旨の規定を入れて欲しいというご意見がございました。それから2点目は、子どもの権利を語る時に、これは権利条約の意見表明権の12条の所もそうですが、子どもの意見表明を尊重するのですが、それは発達段階に応じて相当に考慮される必要があるという規定がござい

すが、これは意見表明権だけではなくて権利全般に渡りまして、そのことは適用されるわけございまして、従って子どもにとって権利を行使する場合に、「子どもにとっての最善の利益を図るために」ということですか、あるいは「発達段階に応じて」という趣旨を条例の中に入れて欲しいというのが2点目でございます。それから3点目は権利侵害の救済の部分と、これは実は章の構成はあとでお話ししますけども、ちょっと入れ替えてございまして、子どもの権利侵害の救済の部分と、それから子どもの権利保障の検証、検証機関の部分につきましては、これはその理念を規定するというに留めて、そして別な条例で定めるのが適当ではないかというご意見がございました。その他につきましては、この後それぞれの条文の議論をする時に個別にまたご説明させていただきたいと思いますが、とりあえず全般に渡りましてはこの3点でございます。

委員長

こうやって見ますと、校長先生からのご意見というのは我々が条例に盛り込んだ中身とだいたい一致するのではないかなという感じがしますね。なるほど。こういうご意見があったということ踏まえながら、この最終答申案を最初から検討していくことにしたいと思います。それでどうするかということですけども、前回から今回までの間にワーキンググループ、拡大ワーキングという、できるだけお時間の許す方にも参加していただいて、ワーキングで何回ですかね、結構な回数詰めて参りました。その結果が今日のこの答申案なわけでありまして。それで前回議論したのと同じことをやっていると時間が無駄になりますので、まず前回の議論を踏まえて、その後この案に至るまでにどのように変わったかという所を、まず1章から7章まで順番に大きく変わったポイントの所を中心に事務局の方から説明をしていただいて、各章ごとにご意見をお聞きしていきたいと思います。そして最後まで全部見終わりましたら、次に1番悩みました前文でございますね。前文に戻って、皆さんのご意見を伺って、最後に答申案の最初の方に掲げてある『最終答申案の作成にあたって』という所の文章がありますけれども、これでいいかどうか検討するという、そんな順番でやっていきたいと思います。特にやり方で「いやいや、こうした方がいいんじゃないか」というご意見があれば、最初に聞いておきたいと思っておりますけども。よろしいでしょうか。今日はできたら、どんなに遅くても6時ぐらいまでの間には終わりたいなという感じはしておりますけども、来週27日があるから、そっちへできるだけ残すことのないように、今日できることは今日仕上げたいという方針でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは第1章から見ていきましょうか。第1章といたしますのは11ページからでございますね。逐一ポイントの所を事務局の方から説明してもらって、みんなで考えて参りましょう。よろしくお願いいたします。

事務局(課長) それでは第1章、11ページでございますが、まず1の目的の所でございます。ここの所は校長先生の意見交換会のご意見の中で1つございまして、『すべての子どもたちが、自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう』という言葉が入っておりますが、この『自らの意思で』という表現につきまして、子どもの権利を行使する中で、子どもの最善の利益を考えた時に、必ずしも子どもたちの意思の通りでないことも出てくるということがございます。そういうことも考慮して最善の利益のためには、違う判断もあり得るということもございまして、ここの所の表現を『この条例は、すべての子どもたちが伸び伸びと成長・発達していけるよう』、例えば『その発達段階に応じて』、あるいは『子どもにとっての最善の利益を図るために、子どもの意思を大切にしながら、子どもの権利を保障することを目的とします』というような表現も考えられるのではないかとのご意見がございました。これがまず1点目です。それから2点目の定義の所ですけれども、ここの所は特に『子ども』と『育ち学ぶ施設』の2つについて定義してございますが、『子ども』については一応原則としては18歳未満ということで、ただ教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すため、18歳の高校3年生というものを18歳になっても入れようということをご想定しております。ただその他に定時制高校などはそれよりさらに上の子どもたちも考えられますが、その場合例外扱いとなるケースはやはり上限を20歳未満として、いくら何でも成人の人は外すということで、その都度ケースにより判断するというふうに一応定義してございます。それから12ページの『「育ち学ぶ施設」の定義』の所でございますが、ここの中では当初図書館だとか、博物館、体育館等の社会教育施設等も含めるべきではないかというご意見もございましたけれども、第4章の『育ち学ぶ施設における権利保障』の規定がやはり児童福祉施設ですとか、学校等を一応想定した規定になっておりますことから、定義の範囲は児童福祉法に定める施設、代表的な所は保育所ですとか、児童養護施設等ですが、それと学校教育法に定める学校という範囲に絞って考えるというふうになってございます。それからその他の施設の中には民間のフリースクール、あるいは民間施設方式の児童育成会などを入れると。一応そのように定義してございます。主な所はそんな所でございます。

委員長 そうすると責務の所は特に前回から今回までに変わるとか、議論のあったことはなかったわけですね。これはいいですね。はい。そうすると定義の所もそれほど難しい議論はないのかなという気もしますが、目的の所について何か校長会の意見交換会で意見が出たようですけども。

事務局(課長) 委員長、校長会ではなくて、校長先生方、幼小中高の校長先生方が10数人ぐらいお集まりになった意見交換会という形でございます。校長会そのものではございません。

委員長 なんて言ったらいいでしょうね、その意見交換会。我々はこの目的の所を考える時にできるだけシンプルにという所を基本に置いてこういう文章にしたわけですけども、そんな意見交換会の話の踏まえてどうですかね、何か考える余地がありますかね。これでいいような気がするんですけど。『成長・発達していけるよう発達段階に応じて、最善の利益を大切にするように権利保障することを目的とする』みたいな、分かりにくいですね、そういうのね。そんな感じが私はしますけども、どうでしょうかね。特に意見、ございません？これでいきますか？はい、V委員、どうぞ。

V委員 シンプルであるというのは分かるんですけど、この中で『自らの意思で』というのを強調している部分というのかな。自分の権利もそうですし、他人の権利の行使という部分を見ると、私はここを外して、先ほどの交換会の意見を取り入れてみた方がいいのかなと、私は思うんですけどね。『自らの意思で』という部分が、そこが強調されるようにとられるのかなと。自分の権利もあるし、個人の権利をそれぞれ尊重するという、しかもそれぞれの最善の利益というか、そういった保障ということを目的としているのだと、私はそういうふうに思っています。

委員長 当然そういう心がこの目的に盛り込まれているのは、我々みんなの共通の認識ですが。今の交換会の中で出た意見の他人の権利に対する配慮みたいなものについては、前文の中で意識して書いて、あとでチェックしますが、みておられますので、その精神は分かってもらえるのではないかなと思うんですけども。『自らの意思で』と書いたから、わがままな子どもを認めるというような、そんなふうなことにはならないのではないかと思いますけども、皆さんのご意見、どうでしょうか？はい、T委員、どうぞ。

T委員 『自らの意思で』という言葉の持つメッセージがどう伝わるかという所がきっと大事だろうとは思うのですけれども、私自身の受け止めとしては『自らの意思』というのが、1人の人間として人格を尊重されてというふうに捉えていたので、そういうふうに伝わるのであればこのままに。それぞれが人格を尊重されてということがちゃんと伝われば、お互いの権利が尊重されてということも自ずと伝わるのかなと思います。

委員長 目的の所でございますからね、皆さん、ご意見を。第1条の所ですよ。

L委員 目的ですから、この条例全体にかかっている目的ですので、それぞれの例えば権利行使の際の調整のルールだとかというのは、それぞれの場面の所で当然必要な所には書き込んで、僕たちの中で解説の所でも、それから今委員長がおっしゃったように前文の所でも書き込んでいるわけであって、そのことが全くどこにも出ていないならまずいのかもしいないですけども、この条例を制定する目的の所にそういう『年齢に応じて』だとか、その調整のルールに関わるよ

うなことを書き込むのはちょっと違うのかなと、僕は理解しているんです。そういうふうに思います。

委員長 その他どうですか？

A副委員長 私はこのままでいいと思っていたのは、『意思』という言葉の感じが自我が強まった志という『意志』ではないので、そういう生きる意欲というものを背景にして捉えているので、幼稚園の園長先生と小中高の校長先生方のイメージとしてもっと小さい子どもと、子ども全体に渡っての包括的なイメージでもっと検討して欲しかったなど。発達段階ごとに何か行動していくという宣言文をここに書きたかったわけではなくて、子どもが主体的に生きるということをここに宣言しようとしたので、こういう書き方になっているというふうに考えています。

委員長 はい。V委員がご心配なさっているような、意見交換会で出たような趣旨はもちろん我々の共通の認識でございまして、前文ですとか、その他の特にあとで検討いたします『条例作成にあたって』の部分でも繰り返し書いている所でありまして、特に盛り込まなくても分かってもらえるのではないかと思いますけどね。どうでしょうね。はい。

W委員 今、『意思』という問題を出されたのですが、この子どもの権利条例が多分これからずっと100年、200年、今の状況が続く組織というのですかね、体制が続く限りあり続けると思うのです。目的というのは本来的に条例とかが改正して変わるものではないと考えた時に、将来どういう状況になるかというのは私たちの想定外ですけれども、この子どもの権利条例の基本的な考え方の中に、よりよい成長・発達を阻害されないという部分がとても大きいと思うのです。『自らの意思で伸び伸びと成長・発達していける』というのは、成長・発達を阻害したり、不利益を被ったりしない状況で、子どもたちが伸びていけるということになりますので、『最善の利益を保障して』というのは是非この目的の中に入れていただきたいと思います。最善の利益を保障し、その上で子どもたちが伸び伸びと、よりよい成長、調和の取れた人格形成をしていけるといって、そこが大事な所であって、子どもが自らの意思で伸びようとする力を持って伸びていくということも本当に大切ですし、魅力的ですけれども、そうできる状況を作るというのがその前にあると思いますので、是非『最善の利益を保障する』という言葉を入れていただきたいと思うのです。それを入れた時に『自らの意思』が弱まるとは思いませんし、その『自らの意思』というのをどう位置づけていくかということはまた考えていかななくてはいけないと思いますけれども。以上です。

委員長 『伸び伸びと成長・発達していけるように権利を保障する』ということが、最善の利益なのだよね、これは。最善の利益が何かを十分考えて行動しなさい

とか、考えなさいというような言い方で説明されますけれども、最善の利益を目的とするというような書き方をここであえて入れなければいけませんかね。入れるとすると、どこに入れるのかな。

L委員　　すいません、いいですか。最善の利益というのは、大人が子どもに対してどうすべきであるかということを考える時の最大のキーワードだと思うのです。だから本当に子どもにとって最善の利益は何か？というのは、多分すごく重要なことですが、この条例を作っているいろいろな条例の、1章から最終章まで含めた条例の全体を、なぜ作るのか、この条例を作る理由は、目的は何なのか？ということを書く時に、最善の利益を書き込むというのが、誰にとっての最善の利益なのかという所で議論がすごく難しくなる。当然、本当は子どもにとっての最善の利益ですけども、それを判断するのは誰なのか？といった時に、もちろん子どもだけではなくて関わっている大人の判断というのが出てくるわけですね。ですからこの条例をなぜ今制定しようとしているのかといった時に、ここの目的の所を書くに、僕は議論が出てきて難しくなるのではないかなと思ったのです。僕の言わんとすることはそういうことです。

W委員　　難しくなるポイントは、誰が判断するかはっきりしないということですか？ちょっと今の説明がよく理解できなかったのですけれども。

L委員　　子どもにとって最善の利益というものを判断する時に、大人が判断することが今まで圧倒的に多かったと思うのですね。その際に子どもの意見をあまり聞かないで、「これが君にとって一番いいことなんだ」ということで、大人が判断してやった結果として、子どもが傷ついたりしてきた現状があるのではないかなと思うのです。ですからとてもこれ大事な考え、もちろん最善の利益は大事ですけども、この条例の頭です。一番の頭の条例をなぜ制定するか、その目的の所に最善の利益という文言を持ってくると、いや、簡単に言ってしまうと大人が今までと同じように、あなたの最善の利益を実現するために大人として責任を持ってこうやったのだということが、全面的に出される可能性があるのではないかと。だからここに書くのはどうかなという意味です。

W委員　　はい。権利条例をどう捉えられているかというところでちょっと違いがあるかもしれないのですが、権利条例というのは条例を定めたところで、子どもに保障することか目的というのはある程度固定的になるのですけれども、権利条例の構成が目的とかという、総則があった後に子どもの権利のカatalogueがあって、どんな権利があるかというのが子どもたちに紹介されて、その後で具体的にどう生活の場で保障されるかということが説明されています。その後でさらに権利侵害を受けた時にどういうふうに分は救済を受けられるかというのが、これからできるシステムが入るのですが、保障されていきます。そこまですべて受けて、市の施策である程度組織を改善したり、体制を見直したり、行

動計画を見直したりして、さらにいいものを作っていくというのがあります。そこをさらに特別委員会で検証していくという、すごく循環しながらいいものへ、いいものへと改善されていく動きのある条例だと思っているのです。ですからこそ子どもの最善の利益というのは、そういう質の高いものに、私たちが向上していくべきものであって、子どもに与えるものを限定するものという意味ではなくて、子ども自身が本当に生きていくために必要な言葉だと思うので、是非入れて欲しいなと思います。

委員長 そうなると目的の書き方が、要するにすべての子どもたちの、子どもの権利を保障するということと、子どもの最善の利益を図っていくというのは、やっぱり大人の側が課せられた1つの姿勢であるわけですよ。そうするとそういう書き方に変えないとダメなんだよね。すべての子どもたちが、最善の利益が保障されるように権利を保障しますっていうのは、権利を保障されるということは最善の利益が図られることにほかならないわけで、同じことを繰り返していることになると思うのね。書くのだったら、例えば大人たちが子どもの最善の利益を図るようにきちんとなさなければならない、そんな大人になるためにこの条例を作るのだみたいな、そんな文章になるのかなという。しかし我々はシンプルに子どもたちが伸び伸びと発達していけるように権利を保障するのだと。こういう分かりやすくしてみたわけですよ。ですからもちろんW委員が言ったようなことは、この中に当然含まれるわけですけどもね。ダメですか？

T委員 何でしょうね、『すべての子どもたちが、自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう』誰が子どもの権利を保障するかというと、やっぱり主にここは大人たちがというのは書いていないけれども読み込めるだろうと思うのです。その大人たちがどういう形で子どもの権利を保障していくかという時に、最善の利益を考慮しながら子どもの権利を保障していくということが目的になっているのだという所は、今、委員長が言ったように読み込めると言えば読み込めるのだけれども、明示して私は悪いことはないし、明示してはっきりさせるといっても意味があると思うのです。他方で、また議論を混乱させたら申し訳ないですけども、さっき課長の報告の中にあった、学校長の意見交換会の中で出てきているところで、2という所にまとめてある『子どもにとっての最善の利益を図るために』というのは、言葉としてはその通りだけれども、その発達段階に応じるともちろん大人がその責任で最善の利益を図のんだというメッセージにも取れるけれども、さっきL委員が言ったように一方で保護するというか、こういうことが最善の利益なのだよというふうに一方的に押し付けていくということにつながるという危険を感じるの、そういうふうに読まれないように配慮が必要かなと思ったのです。そこがちょっと難しいなと

思いました。だからその誤解がないのであれば、誤解がないように読んでいきましょうということでもいいのかもしれないですけど、ちょっと悩ましい感じがします。だから何なのかと言われると、非常に。誤解がないようにきちっとここで書けるのであれば、大人が最善の利益を考慮しながら、子どもの権利を保障することを目的とするというのはその通りだし、まさに全体として貫かれている趣旨がどちらがうまく伝わるかというところで判断していけばいいと思うのです。

委員長 『自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるように』という、この分かりやすさというのは何よりだと、私は思うけれどね。それが最善の利益なのよ。自分の意思で伸び伸びと成長・発達していけるかどうかというのが、最善の利益のことなわけですよ。我々、何のために権利保障を考えているかという、すべてそれで考えてきたわけですからね。だから書けというのであれば、『すべての子どもたちが、最善の利益が保障されるように、権利保障することを目的とする』だとかというような書き方になってしまうのだよね。だからそういうような書き方をあえてしないで分かりやすくということに、この魅力があったのだけどね。ここだけに時間をかけているわけにはいかないですよ。ちょっとこれは、目的で、何というか書き込み方ですので、趣旨は、心は全然違いはないわけでありますから、書き込み方を工夫できるかどうか、ちょっと預かりましょう、これはね。そういうことはすでに議論になっていなければいけなかったのですけどもね。この場でやると、今日の予定がありますので、ここはそういう議論があるということちょっと預かります。その他はいいですね。定義とか、責務についてはね。いいですね。では、2章をお願いします。

事務局(課長) 2章では14ページの『学習等への支援』の所ですが、ここの所で先ほどちょっとお話ししましたけれども、1項の所で『自分の権利、みんなの権利を正しく学び、知ることができるよう』と書いてあるのですが、ここの所で先ほど言いました権利学習的な部分を、総則の中で書き込んではどうかというご意見がございました。ここか、その次の15ページの第3章『子どもにとって大切な権利』の冒頭の部分ですね。こちらのどちらかで、子どもの権利学習のことについて条文として書き込んではどうかという意見がございました。以上です。

委員長 はい。1、2はそれほど問題はないでしょうか。学習を市は支援するぐらいですからね、当然子どもたちの学ぶということが前提になっているわけで、権利学習の大切さをもうちょっと明確にする必要があるのではないかなどという意見ということになりますか？しかし、その点も後で検討する前文の方に『子どもは自分の持つ権利を学び』というふうに、『学ぶ』ということの大切さに踏み込んでいるわけでありまして、ここは学習等への市の支援という条文でありますので、特に何か考える必要があるでしょうか？特に変える必要はな

いと思いますけど、どうでしょう？学ぶということは大切であります。はい、どうぞ。

L 委員 すいません、進め方の質問なのですが、この校長先生方の意見交換会で、個々、1つひとつのことについてこういう意見が出ていたと、1つひとつ意見が出てきたというふうに、そうやって説明されて、それを僕たちは検討していくという進め方になるのでしょうか？今まで市民意見とか、いろんな意見が出されてきて、それはペーパーで出ていて、僕たちはそれを読み込みながら議論して参りました。ですからいろんな意見が、例えば校長先生、個人としても意見を寄せてくれた方もいるのではないかと思うのですけれども、この最後の僕たちが作ってきた最終答申書そのものを最終チェックしていく時に、市内の校長先生方からの意見としてこういうのが出ていました、こういうのが出ていましたと、1つひとつ全部チェックしていただいたのかなという感じがしているのですけど、こうやって進めていくのですか？ちょっとその部分だけ先に聞かせてください。

事務局(課長) その所を先ほど図っていただいたのかなと思ったのですけども。

L 委員 つまりどれくらいあるのかなと。何かまだ始まってすぐで、1つ2つとこの調子で1つひとつ全部出てきたら、どれくらい総量があるのかよく分からないのですけど。

事務局(課長) 総量的には7、8項目くらいでございますね、全部で。

委員長 チェックするポイントとして、そういう意見が出てきたらそれで、それを1つひとつ、私たちが論破していければそれでいいのであって、我々は常にいろんな人たちの意見を意見シートなどで聞いてきております。その最終版みたいなもので出てきて、この間ギリギリで課長が行って教育委員会、学校の校長先生の意見というのは、我々もずっと最初の段階から気を使ってきたところでもありますので、我々自身の最終チェックの1つの基準みたいなもので、ドキッとして考え直さなければならないものが仮にあれば、真摯に受け止めて検討するという程度のことではないのでしょうか。ですから今言ったような権利学習の必要性ということができたというのであれば、それはそうでしょうと。でもそんなのはもう盛り込み済みですから、ご心配無用ということではないのかなと思いますけど。

T 委員 特にそれには異論を言うつもりはないのですけれども、今日の子ども委員会の報告もありましたし、大きく前回の議論と今回の議論で変わりそうというか、ここは議論しておいた方がいいという所を言ってもらっての方がいいなと思います。校長先生の意見交換会だけではなく。

事務局(課長) その部分も含めてご紹介しようかなと思っています。先ほど1章の所でも、定義の所や何かは大きく変わった所というところでご紹介したので、そういう

形で合わせてご紹介しようかなと思っていますけども。

委員長　もちろん、大きく変わった所を中心に議論していかないと、前回の議論の意味がないですからね。それでは第2章の所はそういうことでいいでしょう。一番分量のある第3章、『子どもにとって大切な権利』、ここに入りましょう。お願いします。

事務局(課長)　第3章の部分は、前回4月30日の委員会の時に解説部分が入っていなかったなので、ここの所は1つずつご意見いただきたいなと思っております。委員長、そうしたら16ページの所から、『安心して生きる権利』からお願いします。

委員長　何、ご意見？

事務局(課長)　『安心して生きる権利』の所はそれほど大きな変わりがないので、ここの所はちょっと省かせていただいて、次18ページ『自分らしく生きる権利』の所ですね。ここの所は解説の部分、かなり大きく書き直しておりますので、ちょっとこの解説の部分の書き方について検討していただきたいなと思っております。4月20日の時にここ全体は4項目だったのですが、これは5項目に直してきております。4月20日の時に『ありのままの自分でいられること』というのがあったのですが、ここの所を上のリード文の方に挙げてございます。そして1項目目に『自分を大切にすること』という権利を入れてございます。それからここは先ほどの意見交換会の中では、『ありのまま』という表現が例えば他者との関係を見た時ですとか、それから本当に現在、今のままでいいのかと思われる場合もあって、通常教育現場ではそのような時に教育的働きかけをするので、場合によっては教育的な営みというものを否定するような誤解を生じる可能性もあるのではないかという指摘がございました。それから4項目目の『個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること』という所は、19ページの下の方に子ども委員の意見として『「自分らしさ」と「わがまま」「甘え」の違いについて、子ども委員それぞれの経験などを交えて議論する中で、まわりの人の立場や意見、考えを考慮することが大事だ』という意見がございましたけれども、やはり個性とは自分らしさであって、わがままや甘えではないということを条文や解説の中に明記するべきではないかというご意見がございました。以上です。

委員長　はい。

事務局(課長)　A3判の前回大きな資料で、4月30日の委員会と、それから今日の資料との比較表がございまして、その6ページの所に『自分らしく生きる権利』、前回4項目の部分が今回5項目になった変化が記載してございます。そこをご覧になりながらちょっと議論をお願いしたいと思います。

委員長　はい。解説部分も大きく変えられましたけれども、なかなかいいように思いますよ。まず懇談会で出たという『ありのまま』を尊重するなんていうと誤解

をするという向きが心配しているようですけども、それは誤解する方が間違っているので、『ありのまま』というのを、何かだらしのない姿だったらそのままでもいいよみたいな、そういう趣旨でこの『ありのまま』というものを、子どもの問題を考える中で使ってきているわけではありませんので、これはやっぱり『ありのまま』に『自分らしく』ということで、これは十分説明というか、分かっていただけだと思いますけども、どうでしょうね。それから『自分らしさ』と「わがまま」の違い。それは違いますよ。それをあえて条文に入れなければならないほど、問題があることかということ、そういうものでもまたないだろうと。これ、解説はW委員が起案してくれたやつですよ。違いましたっけね。どうです、自分で起案してみたのをもう一度振り返ってみて。なかなかいいなという感じでしょうか？

W委員　　私は『ありのまま』というのが「わがまま」という限定的な範囲でとられないために、解説の上の方に子ども期をどう押さえるかというのをに入れて欲しいなと思ったのですが、意外とこれは長く、分量的な制限もあって、何となくは入れていただきましたので、『ありのまま』というのは「そのまま」ということであって、何か負荷がかけられていたり、それから強制的に「こうなさい」という方向に持って行かれないという、子どもが自分として、自分の実体としてあるままにということだと思っていますので、わがままとか自分勝手という捉えとは全く違うという認識でいるので、このままでいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか？

委員長　　どうですか？そんなような誤解をする人のために解説で、もう1つ書き込みますか？『ありのまま』というのは「わがまま」ではないというようなことを。どうでしょう、ご意見を。C委員、いかがですか？

C委員　　『ありのまま』という言葉はこのまま載せてほしいですけども、子ども委員からも出ている「わがまま」とか「甘え」というところの違いが分かりづらいのは、『ありのまま』という言葉が分かりづらいのか、『個性や他人との違い』という所を子ども委員の皆さんは分かりづらいと捉えているのかがちょっと逆によく分からないのですけれども。

委員長　　O委員、その辺はいかがですか？子ども委員の『ありのまま』という言葉とこの「わがまま」「甘え」、それから「個性」や「自分らしさ」と「わがまま」の違いが分かりづらいという、そういうような意見というのは出ておりましたですか？

O委員　　これは前に一度全体討議で一応議論を行いまして。議論したんですけども、結局「わがまま」や「甘え」「自分らしさ」というものは、これ、答えになるかどうか分からないのですが、基本的に子どもたちの中でも、そういったものは子どもたちの主観的なものであると。誰が境界線を引くのかというものは非

常に曖昧なもので、定義できるものではないというような議論が得られました。得られたというか、それぞれ子どもたち全員で1人ひとり違う意見をお持ちなわけですよ。ですからここに書かれていることも、子どもたちの本人レベルでもかなり抽象的なものだろうと見ております。

委員長 そうするとどうですか、この『ありのままに自分らしく生きること』ができるということ、条例で子どもたちにメッセージしているつもりなのですが、それというのは子ども委員会のメンバーから見れば分かってもらえますかね？『ありのまま』の。

O委員 つまり「わがまま」ではないという意味ではないという。基本的にこれは条例なので、そういう条例の文章が「わがまま」のようなものを容認するということは基本的にあり得ないと思います。

委員長 そうですよ。だからそれを見て「わがまま」を助長するのではないかと心配するのは、大人の側の話で心配しているだけのことであって、子どもたちはやっぱり「そうだよな」と分かってくれるのではないですかね。それを「俺たち、わがまま言ってもいいんだ」なんて思う子どもは誰もいないと思うのですけれども、それでいいのだよ。

O委員 はい、それが常識だと思われま。

委員長 そうです。常識に疑いを挟む大人の方が非常識ということで、もうちょっと書くとすれば『ありのままの自分』という『ありのまま』ということが、分かりづらいという人がいるかもしれないので、その『ありのまま』ということがなぜ大事なのかということの説明を書き加えるぐらいのことはしてもいいのかなという感じはしますけども。その他『自分らしく』だとか、『個性』とか『他人との違い』を認められて大事にされることということは、これ以上に書きようがないと思うのですが、どうでしょうか？

W委員 もし変えるとすると『子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには』生きるというふうになりますね。自分が行動するとか、他人に影響を与えるという部分もかなり入ってきますので、ここの所は『子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されます』。で、の所に起草ワーキングでも出したんですが、『ありのままの自分を大切にすることができます』というような書き方に変えると、『ありのまま』というのは状態を示していると思うのですよね。それから『個性』というのも多分に性質とか性格を示していますので、上に書いている『自分らしく生きる』ということを支えるものとして、『ありのまま』というのがあるという押さえだと思しますので、『ありのまま』の位置をに移すことで幾分誤解を避けられるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか？

委員長 どうか？

A副委員長 この解説の部分で、『ありのままの自分の心と身体を大切にして、休みたいときには安心して休んだり、思いを生かして活動したり、感性を豊かに育みながら生きていくことができます』という、ここで『ありのまま』というものがどういうものかというのが書かれているのですけれども、ありのまま論で一番難しいのは黙ってしまったり、本当のことを聞いてもらえないからといってすねたり、そういう状態のものを『ありのまま』と見なせないなと大人が思った場合にどういうふうに関わるかということが一番難しい問題で、ここではそういう問題があるからここを書き換えるという話は1つも出ていないので、私はこれでいいと思っています。

委員長 これでもいいと思います。その『ありのまま』の位置を動かしてどうなるものでもない。やっぱりリード部分に上げた『ありのままに自分らしく生きる』という、自分を大切にすることとはとりもなおさず、『ありのままの自分を大切にすること』ということでもあるわけで、『ありのままに生きる』という言葉というのはあるか。

L委員 いいですか。『ありのまま』というあり方を だけに使うのではなくて、全体にかけて『ありのままの自分らしく』というふうにリード文に書いてある所がミソなのではないかと、僕は思うのですね。1つだけ、 だけに『ありのままの自分』というのではなくて、例えばそれは 番にもかかるだろうし、 番にもかかるというのが、このリード文に書いてある良さではないかなと僕は思っています。

委員長 今回のL委員の発言でとりましようか。これね。

L委員 1つ追加でいいですか。追加というのは、一番下の所ですけども、『子どもの権利条約』の所の30条、これは外務省訳だと思うのですが、『原住民』という言葉は今使わないで、『先住民』という使い方をするようになってきていると思うのですね。外務省訳が最初はもしかしたら『原住民』だったかもしれないですが、一応私たちがもらっている資料の、未来局がくれたこの資料の中の外務省訳の30条でも、表題は実は『原住民』になっていて、中身は『先住民』と言い換えているのですよ。それでちょっとその辺をチェックして。僕は今は『原住民』という使い方は基本的にしないと思うので、確認してみてくださいませんか？

委員長 訳だからね。多分子どもの権利条約か、児童の権利条約かというのがあってのだけれども、どっちが正解かということはあるのだろうか。

L委員 検討していただければ。

委員長 ちょっと条約の条文とかの引き方について、考えましようか。これはね、もう一度ね。その他ありませんか？いいですか？『自分らしく生きる権利』、これでとります。はい、次、どうぞ。

事務局(課長) それでは20ページ、『豊かに育つ権利』ですけれども、ここの所では21ページの所で、すいません、『豊かに育つ権利』の 番の所で環境の問題が非常に、子どもたちの心身の健康、発達において多大な影響を与えると。で、子どもたちが自分の問題として、環境の問題を知る権利、そしてよりよい環境を作るために行動していく権利を持っているということがワーキングの中で出てまいりましたので、 番目の『地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していけること』というのを加えてございます。これは先ほどのA3の資料で8ページの所に記載してございます。それから前回、4月30日の時に『健康で規則正しい生活を送ること』という記載がございましたけれども、ここは今日の条文では 番の『健康的な生活を送ること』という条文に書き換えられております。それから前回1個目の『学び、遊び、疲れたら休むことができること』という権利がございましたけれども、ここは学ぶ権利が非常に大切だということで、学ぶ権利だけを別出しいたしまして、1項で『たくさんのことを学ぶこと』、それから2項で『遊び、疲れたら休むこと』というふうに分けてございます。これは校長先生方の意見交換会の中では、『遊び、疲れたら休むこと』というふうに、ここだけ別にするとちょっと誤解を与えるのではないかというご意見がございました。それから 番目、『多様な芸術、文化に触れ親しむ機会がある』という所は、本日の条文の6項目で『色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと』と『スポーツ』をつけ加えてございます。以上です。

委員長 大きく変わった所は8項目の『地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していけること』という、かなり視野が広い、グローバルな視点から『豊かに育つ』ということを考えている。これはこれでなかなかいいのではないのでしょうか。特にご意見、ございましょうか？『遊び、疲れたら休むこと』というのは、また誤解するという。子どもたちが誤解しないのに、大人が誤解するようであってははいけません。そんなような誤解はないと思いますけどね。どうぞ。

O委員 番が新しくできたというのは分かったのですが、私が気になったのは1個上の 番、『文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと』と書いてあるのですが、別に『雪国』っていらない、何で『雪国』が。札幌でなくても、旭川でも稚内でも北見でも雪は降りますよね。

委員長 はい、降ります。

O委員 だから何で『雪国の暮らし』を学ぶと、特別に記載しなければいけないのか。『雪国』の生活のあれだったりするならば、小中学校の社会で勉強することでございますので、あえて特記する必要はないのではないのでしょうか？

委員長 さあ、皆さん、何と回答するの？ここの所では何と書いてあるかというと、

7項では『札幌の子どもにとって貴重な財産である札幌独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利』と。ここが札幌だからという以外に説明の仕様がなないですけども、どうですか？『雪国』と書かなくたっていいではないか？という。何で『雪国』なのか？と。

A副委員長 提案したときには冬という言葉も出てましたね。

T委員 何で『雪国』か？ということにはストレートにちょっと答えられなくて、趣旨としてはけっこう都市化が進んでいて、『雪国』なのだけれども、雪と本当に遊んだり、触れ合うというチャンスが減っているのではないかという議論の中から、『雪国』が適切かと言われると、もっといい表現があったら出してほしいですけど、やっぱり雪ということを強調したかったので、その言葉を入れているのですが、どうでしょう？

O委員 雪と遊ぶ機会が少ないと。札幌には冬になれば、11月になれば雪が降りますし、今年は4月になっただって雪はあったので、通学途中に触ることだって出来たはずですし、夏のグラウンドのサッカーが冬に雪合戦になるようなことを鑑みていただければ、それほど私には雪で遊ぶ機会が子どもたちにとって少なくなったとは言えないですよ。環境だって、まだ雪は降りますし、ですからそういうことを言うのであれば、第2項『遊び』の部分に雪国のそういう要素を入れてしまってよろしいのではないのでしょうか？

委員長 そうか。そういう視点もあるよね。はい、H委員、どうぞ。

H委員 雪国と言ったら演歌みたいでちょっと暗くなってしまうので、どうしても。ただ近年、中学生や小学生が近所のお年寄りの家の除雪をしたりとか、そういう暮らしがだんだん進んできているのよね。だから除雪と縁遠い子どもたちが多くなっている中で、そういう北国の生活、親から伝えていく近所での思いやり、お年寄りを大切にしていこうという、そういう札幌の雪国の文化も近年見られてきていると、私は感じていますのであってもいいかなと。特に南国育ちの私にとってはあってもいいかなと思います。

委員長 はい、続いて。

W委員 どうしても雪というと大人の感覚では、除雪にお金がかかるとか、通勤の車の時に道が渋滞してなかなか進まないとか、そういう生活と直結した雪のイメージがあるんですけども、子どもにとっての雪というのはむしろそうではなくて、遊ぶ面白さが広がると捉えて欲しいなという願いがあるのです。例えば札幌には雪祭りがあったり、それから去年ぐらいからきっと始めだと思っておりますけども、どこかのテレビ局で寝転んだ雪だるまのコンクールをして、それによってみんなの遊びを、雪との関わりを豊かにしていこうというようなイベントがあったり、それから地域の中で冬の雪の、何て言うのでしょうか、雪祭りと言うのですかね、雪遊び大会みたいなものが区の中で催されたりとか、いろいろ

る子どもが個人で遊ぶ面白さもあるのですが、雪というのはやはり自然が相手なので、たくさんの仲間と一緒に遊ぶところに面白さがあると思うのですよね。 番に書くとか、 番に書くとかというのは、どちらでもいいですけども、やっぱり最近の子どもは冬になると外には行かない。「外で遊べる準備をしておいでね」と言った次の日でなくては、みんなと一緒に外では遊べないという状況もありますので、冬を豊かに過ごすためにも雪で遊ぶ体験を、大人も一緒になって伝えて行くというところまで入っているかどうか分からないのですが、どこかに。どちらかどこかに書いて欲しいなという気持ちはあります。

委員長 子どもの条例だから遊びとつながる方がいいのか、雪は。

L 委員 僕の記憶ではこの『雪国の暮らし』という所は、雪祭りの会場の真駒内がなくなったのだけれども、今度ね。なくなった後、さとらんどに移動したのですが、その真駒内の町内会だったか何か、そういうところで、正式な会場としてはなくなったけれども、自分たちで子どもたちが遊べるような、そういう地域での雪祭りみたいなものを行ったというふうに伺ったのですよね。そんなことをあちこちで一緒に子どもたちが、冬、雪に親しんで遊べるようなことを積極的に盛り込めたらいいねという議論が、確かここではあったような気がしています。それがこの文章で分かるのかと言われれば、ちょっと困るのだけども一応説明としてはそんなことです。

委員長 いや、確かにここ、『文化や雪国の暮らしを学び』というのは、何か知識として雪国の暮らしを学ぶような、そんな流れになってしまって、今言ったような「もうちょっと冬に、子どもは雪と親しんで遊ぼう」というような視点がちょっとないね、考えてみると。E 委員、どうですか？何とかして入れようと思ったら、こういうふうになってしまって。

E 委員 確かに私の仕事でも雪祭りですとか、いろいろ古くから関わって。以前関わっていた仕事で、子ども会のリーダーの研修で雪中キャンプということで、4泊5日、氷点下15度、滝野の奥の方ですけどもやった時に、暖房もない所でテントで寝てということで、それも目的としては、そんな厳しい状況は普段は絶対生活体験はあり得ないのだけれども、そのない中での札幌というか、北海道に開拓に来た方が昔そうだった先人の心を学ぶのだけれども、その中でいろいろ苦労をするのですが、それを克服するためには1人では難しい。それを他の人と協調しながら、あるいは切磋琢磨しながら知識を学び、技術を学ぶということで、どうやったら自分たちの生活が快適になるのだというのを、ずっと中学生、高校生と研修を積んでいくのですよね。確かにその時は皆さん大変辛い思いをして、スタッフも総出でやるのですけれども、そういった意味でも先ほどH委員がおっしゃいましたけども、他から来た人が札幌の良さを実感する冬というのもあるのですよね。ですから札幌に元々住んで成長していく子どもた

ちもたくさんいらっしゃいますけども、そういう時にどこかの文面にこの雪国というのが織り込まれるというのは、本当に札幌ならではというか、単に『札幌の文化や暮らしを』というふうに、『雪国』を抜いてしまっているのかなというふうに。これはO委員の質問には全然答えていないとは思いますが、あることによって『雪国の暮らし』というのを今一度、授業以外でも学ぶ機会というのがあると、札幌に住む人たちにとってはいいのかなと私的には思います。

委員長 どうだい、O委員。

O委員 では、北見だったら氷になるのですね、ここは。別に札幌だから雪というわけではないでしょう。だって冬とかそういうものにするのであれば、私もまだ納得はしますが。

委員長 どうか？『冬の暮らしを学び』か。なぜこういう時に皆さん、沈黙するの。他の時には、黙っていて欲しい時にはいろいろ議論が出るのに。こういう時にちゃんと意見出してください。

T委員 また答えていないと言われそうなので。でも『冬の暮らし』だと、私も南の人なので、やっぱり『冬の暮らし』ってイメージがくらくらしたくなる感じがしてしまって、雪にやっぱりこだわりたいなと思うのですけれども。それはやっぱりよそ者だからそう思うのかもしれないと、一方では思います。だから出来れば雪と関わるというようなことで残して欲しい。『雪国』というのが。で、なぜ札幌だけが雪なのかと言われると、そこは答えられないけど、でも札幌にある雪をポジティブにどう子どもたちが体験できるかという観点で、別に北見だって雪、雪がある所でそれをポジティブに捉えようというふうに考えてくれたらいいかなと思うのだけど。

V委員 確か冬というのは、雪というのはマイナスイメージなので、そこをみんなで変えていこうという部分と、私は非常に札幌自体が四季を通じて、いろんな場面で自然と触れ合うので、冬に、あるいは雪にこだわるのでなければ、その札幌の良さというか、そういう四季を通じて自然と触れ合うことというような。それぞれの場面、場面というか、季節、季節でやっぱり子どもたちが自分たちで学びながら、楽しみながら、何とか育てて欲しいというようなイメージの方がいいのであれば、雪であるとか、冬に固執する必要はないのではないかなと思うのですけども。ただやっぱりこれだけの環境と、これだけの四季が整っているというか、豊富な札幌であれば、私はやっぱりこの文言に入れて欲しいなと思っています。

W委員 違う観点からいきますと、今、子どもたちが自然と関わる、自由に関わる、例えば公園で木に登ったら怒られるのですね。木の皮が剥げるといって。枝で、それはあなたのものではないというか、やっぱり怒る大人がいるのですね。花

壇に花があるのですけれども、抜いてしまうとまた怒られると。本当は子どもはそれを抜いて、すりつぶして、何かを、色を作りたいとか、いろいろこっそり見えない所で石ですり潰したりしているのですけども、そういった意味で雪というのは本当に自然の働きで出来るのもので、際限なく降ってきたものを、子どもが自由に場所さえあれば、自由に使っていけるという意味で、本当の意味で子どもが自然と関わって遊べる、1つのとても大きな意味を持つものだと思うのです。ですから街としての特徴でもありますし、そういうものが本当に子どもたちが自由に、好きなようにして、雪取りとかするので、雪降ったばかりはここまでは自分たちの雪と違って、線を引いて取ったりするので、子どもたちって。ですから、そういった意味で子どもたちにとって自由に出来る、また条件さえ揃えばいくらでも降ってくる雪というのは書いていただきたいなと思います。

委員長 さあ、困りましたね。そうしますと何故雪国なのか？と言ったら、ここが札幌の条例だからですよ。北見の条例だったら氷の国になるかも分かりませんが、『雪国』と使ったのは札幌の条例だからということ。それでさっきチャットO委員が言った、2項との関連が出てくるのではないかという、雪をポジティブに子どもの視点から。例えば2項に子どもの権利の1つとして雪に親しむ権利みたいなのでね。『雪に親しみ、遊び、疲れたら休むこと』とか、ポジティブにならないかね。雪って親しむものなのですね、雪と向き合って対決すると考えると辛くなるわけで。今ちょっといいのではないかと思ったのだけでも、雪に親しむ。I委員、何か言ってくださいよ。

I委員 皆さん、おっしゃっているように、雪の中で遊ぶ時の子どもたちにとっての楽しさだとか、辛さの中から学ぶことって多いのだけれど、その遊びだけではなくて、私はやっぱり暮らし、そこで生活するというのも入れたいなということで、やっぱり雪ってマイナスイメージで押しつぶされそう、今年は特に北海道だけではなくて、東北もすごい雪が降って、その中で生活が押しつぶされそうになるのだけれど、そうではなくてやっぱりそれをはねのけながら、それを利用しながら暮らしていく、楽しく豊かに暮らしていくということも、やっぱり子どもの頃から、さっき出ているような雪かきをするだとか、それに備えた食べ物だとか、そういうものを考えるだとか、そういう暮らしという部分も是非含めたいなというのが強いので、遊びだけではなくてという意味で、この方がいいかなという感じがします。

委員長 X委員、K委員、どうですか？

X委員 僕個人の意見でしたら、別に『雪国』という言葉を入れてもいいのかなと思ったのです。なかなか雪と戯れるということもできない年なので。そして高校になってスキー授業があったのですが、中学校はスキー授業はなかったの

す。ですから、そういう所でやっぱり雪と戯れるということをちゃんと書いておいた方がいいのかなと。もしかすると、今に雪かきをする子どもたちが、いなくなってしまうかもしれないですね。ロードヒーティングとかいって。だから『雪国』という言葉を入れてもいいのかなと僕は思うのですけど。

K委員　私は正直どっちでもいいですけど、でも私の住んでいる裏は、実は空き地でいろんな方が雪を捨てる場所なのですけど、近くにすごい子どもがいて、その子どもたちって冬だからとか関係なしに、ずっといつも遊んでいて、人数が集まれば遊ぶみたいな関係で、だから普通に遊ぶ子は遊ぶし、やっぱり遊ばないでゲームをする子はこういう所に書いても、雪とは戯れないし、スキー授業、私もなかったのですけど、スキーをしたい人は行くし、私はスキーがあまり上手ではないので、そういう授業も行きたくなかったのになくなってよかったなと思うのですけど、やっぱりやりたい人はやるし、学びたい人は学ぶのだから、書かなかったら書かなくてもいいと思うし、でも書くなら書いた方がいいというか、本当どっちでもいいですけど。なんか本当、すみません。

委員長　はい、最終的にはなんとかこの議論を来週までにまとめますよ、こういう条文化はね。だから議論、出して下さいよ。やっぱり『雪国の暮らし』を学ぶという、その『暮らし』の所のそれは分かるけど、もうちょっと雪をポジティブに、子どもたちが戯れる、遊ぶ、そんなような所ももっと保障してあげたいなということが、『雪国の暮らしを学び』というだけで伝わるかということ。

W委員　実は次の『地球環境の問題について学び』という所と関わるのですけど、そんな大きいことではないのですけど。子どもが「自然って大事だな」と思うのは、本当に自然を対象にして、何て言うのかな、自然の中でではないのですね。例えばたくさん木や花がある公園で遊ぶということではなくて、自分の手で砂をこねて遊ぶとか、雪の穴を掘って遊ぶとか、それから自然と関わって遊ぶことで子どもは「自然っていいな」って。すごく限りがないのだなと。その後に自分にとって自然が大事だなと思っていくのですね。そのような意味で、今、札幌の中ではただ単に遊ぶという観点ではなくて、子どもが遊べる本物の自然というのは本当に少ないのです。空き地があって、そこに穴を掘って遊べる子というのはとても幸せだと思います。そういった意味で、子どもが自分にとって本物の自然を自由に使って遊んで、自然の良さを感じて、そしてやはり自分にとって大切なものは何なのかな？というのを体感していけるという意味を含んで、そんなに難しいことは書くと大人からの要望みたいになるのですけれども、そういう意味合いがとても大きいと思いますので、『雪国の暮らしを学び』でもいいのですけども、『雪国の豊かさや自然を知り、雪と遊ぶ』というような条文にしていだきたいなと思います。

委員長　さっき何の豊かさとおっしゃいましたか。

- W委員 『雪国の豊かさや』、豊かじゃないですか？言います。『雪国の暮らしや』にしますかね。『雪国の暮らしや自然を知り、雪と遊ぶ』。
- 委員長 具体的な言葉で提案して頂けて大変ありがたいと思いますけど、まだ十分こなれておりません。はい。
- J委員 これは札幌らしさを出すという意味で、あえて入れたということもあるだろうけれども、やはり180万の人口があって、これだけの雪の中で180万の人が住んでいるというのは世界でも珍しいと言われてますし、それからこれだけ雪が降るから水道の断水もないと。これ、温暖化になると当然断水もあるのだというような話もよくされていますね。そういう意味では、雪の恩恵というのは札幌の場合は大変多く受けていると言われてます。そんなことで今年も雪祭りの雪像づくりに手伝いにも行ったのですが、中で手伝いに来た子どもたちが一生懸命いろんなことを工夫しながらやると。是非そんなものも。昔、勤めている時は、学校で雪の祭典とって雪像づくり、学級みんなで作らせた。そういう意味では、雪はどうやったら固まるかとか、いろんなことを見た時考えてやったという意味では、それはそれでよかったのかなと思うので、あえて札幌らしさをきちっと強調して、雪とたくさん関わってもらおうという意味では、是非これは書かなくてはだめではないか、書いて欲しいなと、私は思っています。
- 委員長 はい。O委員、だいぶ分かりましたか、この『雪国』にこだわる趣旨というのはだいたいそんなあたりにあるようですけどもね。
- O委員 除雪を文化なんて言われてしまったら中止できませんね。
- 委員長 分かりました。あとはご意見、ありますか？ちょっと言葉として、『雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと』、もうちょっとなんか雪との関わりを積極的に意味を盛り込めるような文言は、考えてみましょう。大変いい議論でございました。ありがとうございます。『雪』『雪国』は1つ、そういう意味で預かりということにさせていただいて、あとはどうでしょうか？いいかな？はい、ここはこれで取ります。他の所はね、『参加する権利』に参りましょうか。
- 事務局(課長) 『参加する権利』は、最初リード文の所、23ページです。リード文の所は最初『子どもは参加することができます』だったのですが、この所は何について参加するかという目的語が必要だということで、前回1項にありました『自分に関わることについて』というのをリード文に入れました。それから番目、『参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられること』という条文がありますが、A副委員長の方から近年のインターネットなどの、そういうメディアの果たす役割が非常に重要になっているという指摘がございまして、その指摘を解説文の中で加えてございます。以上です。
- 委員長 どうでしょうか？字句のちょっと変わった所がありますけども、はい、どう

ぞ。

○委員 すいません、雪の議論に続いて第2弾、 番ですけど、『年齢や成長に応じて』というものが、私は非常に解しがたいのですよ。考えが『年齢や成長に応じて大切にされる』というのは、これは明治憲法の法律の範囲内においてというものに似たようなものがあると思うのです。『豊かに育つ権利』の 番に『年齢や成長に応じて』ということも書いているのですよ。どうして年齢や成長に応じなくてはいけないのか？というのが、ちょっと説明していただければ嬉しいのですが。

委員長 確かに言われるとね、意見表明の所では『子どもの意見は発達に応じて尊重される』か？というふうな書き方になっているものだから、この年齢とか成長という書き方になっているわけです。改めて、今のような質問を受けると、『表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされる』、それだけでいいのかもしれないね。どう？それを受け止める大人の方がその子どもの成長とか、年齢に応じてそれを受け止めて、最善の利益を考えるという、そういう意味での年齢や成長ということと確かに、年齢や成長がそこまで至っていないと大切にされないというような、そんな日本語になっているかな。どうですか、皆さん。

事務局(係) ちょっと補足ですけど、今、お渡ししている資料では『表明した自分の思いや考えは尊重され、年齢や成長に応じて大切にされること』ということで、『尊重され』と『大切にされ』というのがけっこう被って見えていて、同じような言葉が2つ並んでいるかと思うのですが、前回の4月30日の資料、対照表の10ページの方をご覧になっていただければ分かるのですが、『表明した意見は尊重され、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされる』と、『配慮が成される』というのを確かワーキングの議論の中で、『配慮』という言葉がどうなのだろうという議論もあって、『大切にされる』ということに変わったかと思うのですよね。その『配慮』と『大切』という、そのの意味合いでもってちょっと同じような言葉になって、今の状況でいるのかなという感じはしますが。

委員長 そそもそうですが、『年齢や成長に応じて』という限定付けが、なぜ権利条例に書き込まれなければいけないのだということについてはどうですか？はい、どうぞ。

I委員 『年齢や成長に応じて』というふうに入れたのは、例えば小さくて泣くということでは表現できなかつたり、そういうようなことも全部受け止めて保障してあげようということだったのかなと思うのですよね。だから小さくて、小さいなりに主張していることとか、そういうことも大事にしようという意味なのかなと思うのだけど、入れなくてもいいと言われれば入れなくてもいいのかなとも思うのですけど。

A副委員長 『参加する権利』の方の の『表明した自分の思いや考えは尊重され、年齢

や成長に応じて大切にされること』という所の趣旨というか、本意というのは、今、I委員のお話のように『年齢や成長に応じて』ではなくて、それを越えて大切にされるというふうな意味合いで作業していたと思います。逆に『応じて』というのは、非常に的確にやり取りしていこうという、そういう考え方で書いていたので、年齢が高いから、しっかりした意見だから聞き入れましょうという関門を作るための文章ではなかったので、もしそういうふうに取りられるとしたら、やはりここはちょっと検討しないといけないと思います。

T委員 明治憲法という趣旨ではなくて、多分2つ、2つと限定されるかどうか分からないですけど、2つの側面があったと思うのですね。1つは言葉で表せないという、さっきI委員が言ったような所、そこをどういうふうに大人が受け止めるかという所、それから3の も、4の の所もそうだけれども、まず3の所で言うとやっぱり成長・発達の過程にあるから、自分で決めると言ったとしても大人の手助けが必要だということはあるわけだね。あるわけだから、そういう所を表現するという意味で『年齢や成長に応じて』という言葉を入れたと思うのね。支援が必要だという。それから4の の所は、自分の思いや考えを表現するという所では、それは年齢とか、成長とかではなくて、それぞれが思いや考えを出すという所がまずあって、そこを十分に尊重するのだけれども、全部が通っていくかといったら通らない場面も、いろいろな場面でその思いや考えというのを表すわけだから、それが全部通っていくということにはならないですよ。残念ながらというか、ならない場面も当然あるわけで、その時にちゃんと成長に応じて、やり取りをして、十分そこでコミュニケーションを図りながら考慮していく。もしその思いや考えが通らなかったとしても、どうして通らないのかなということについてやり取りができる、それが『年齢や成長に応じて大切にされる』ということの意味合いなのだけれども、子どもの権利条約の12条の政府訳だと相応に考慮されるというのですかね。年齢や成熟度に従って相応に考慮される、あるいは適正に重視されるという言葉で表現されているのを分かりやすくして、分かりにくくなっているのかもしれないのだけれど、意味合いとしてはそういう意味合いで使ったの。だからそれはやっぱり話をしても伝わらないよと言われたら、もう少し表現を変えた方がいいと思います。

O委員 よろしいですか。3の については、これは私も初めから理解しております。これは特に私が提起した問題ではないのですけども、何名かおっしゃっているのですけども、泣いて要求すると、乳児が。それは生理的な欲求であって、特別何かを赤ちゃんが主張しているというのとはまた別な次元の問題だと思うのですよ。乳児は自我を持たないので。別に『大切にされる』と書いても、必ず通るわけではないというのは、誰でも承知しているものです。ですから考え

が尊重されるのに対して、それが年齢や成長に応じては、私はいけないと思うのですよ。T委員が言っていることはよく分かりますけども。これを子どもが見ると絶対に子どもは「じゃあ、僕はまだ1年生だから、何も考えが通らないんじゃないか」と思うはずで、子どもたちは。だからこればかりは勘弁していただきたいなと。

委員長　　これは3の の方の使い方も、4の の使い方も通じて、この『年齢や成長に応じて』という記載は問題があるという指摘かな？

O委員　　3の は私は理解できます。

委員長　　『参加する権利』の特に4の に絞って。皆さん、まずいですね。これ、勘弁してくれと言われるような書き方。子どもから言われて。子どもたちがこれを見たら、そうやって腰が引けてしまうというか、もう言ってもダメだと思うかもしれないね。

F委員　　このままだと確かにO委員がおっしゃるように言葉としてはまずいと思うのですが、私はちょっとO委員と違うのは赤ちゃんが生理的であれ、オギャーオギャーと言うのは大事だと思っていて、そこはちょっとO委員に同意できないのだけれども、それは横に置いておいても、言葉としてやっぱり『年齢や成長に応じて』と入れるのであれば、元の原案のように『配慮』という言葉を入れる、『配慮』なり『考慮』なり『重視』なりを入れなければ、読み違えられてしまうだろうなと。ワーキングの時の『配慮』という部分が何らかで除いた方がいいということであれば、いっそのこと『表明した自分の思いや考えは尊重され、大切に』、『尊重』と『大切に』はほぼ似ているから、『表明した自分の思いや考えは尊重される』というふうにスッキリしてしまうか、もしくは後ろに『配慮』なり『考慮』なり『重視』なりということを入れて、『年齢や成長に応じて』を残すか、どちらかだと思うのですが。

L委員　　僕たちがワーキングで考えていた『年齢や成長に応じて』というのは、「本当に小さい子であっても大切にされますよ」という、そういうポジティブな捉え方なのですね、基本的にね。だからそういう意味で書いた側というか、検討した側はそういう意味で書いているのだけれども、子どもの視点でこれを読んだ時に、逆に子どもだから、小さいんだから言うなとか、大切にされないとかマイナスの方に取られるというのであれば、やっぱりこれ、考えないとまずいですよね。とってまずいなと今。自分たちが議論した時はプラスのイメージで書き込んだ言葉なのだけど、これはまずいなと今改めて思っているのですね。そういうことです。

委員長　　そうですね、そんなつもりではなく書き込んだのだけど、確かに「『年齢や成長に応じて』大切にすればいいんだね」という大人たちがホッとするような言葉ということは、子どもたちが言いにくい状況を、雰囲気につながる危険性

はある。どうですか、皆さん？だからいいかい？『表明した自分の思いや考え』は年齢や何とかの限定なく、これは尊重されるという。ここはいいのかなと思うのだけれども、きっと尊重した結果、大人の側のいろんな対応とか、対処が求められる時に、その『年齢や成長に応じて』ということは、これは大人の側がそういう視線で1つ子どもの意見を評価することですよね。その結果、大切にされる時と、そうでない時が出てくる。子どもにとってはやっぱりちょっと不安ですね、これね。その辺の誤解の可能性が払拭できるような表現はないですか？

T委員 今、大切にされる時と、大切にされない時があるという所にちょっと引っかかったのですが、ストレートに『思いや考えが大切にされること』でも、その方が伝わるかな。だったら、私は『大切にされること』でいいと。直した方がいいと思います。あと思いという所では、『思いや考え』というのは乳児に限らずにいろんな、もうそれは分かっているよときっと言われると思うのだけれど、言葉で表現するという事に限らないと思うのだけれど。乳児に限らずですね。

委員長 ただ、これはそのまま、『参加する権利』のことを言っているのだからね。単なる意見表明の問題ではなくて、さらに1歩進んで「参加するために次の権利が保障されます」ということだから、参加できるような子どもたちの1つのイメージというのはもう、まさか乳児に参加する権利ということをイメージできます？意見表明ということはもちろんあるわけですが、自分に関わることについて参加するというのは、乳児についてあるの？

F委員 それはやっぱり親が代行というか、親が連れて行くというところで、子どもにとってという部分で、だから乳児は別にここで、歩いていける参加だけではなくて、その場に行くということであっても、私は考え方としては、厳密にどこかの入口の何かのチェックの項目というわけではないので、考え方としては乳児まで含めてもいいのではないかと思うのですけどね。

O委員 すいません、私がちょっと変なことを言ってしまったので。乳児の泣いて要求を表現するというのは、多分1個前の『豊かに育つ権利』の4番に該当すると思うのです。つまり自らに関係することを自分で決めるというような。

委員長 そうですね、そういう乳児の意見表明というのは、ここぐらいかな。

F委員 ただ私が思うのは、これは一応子どもの権利条例なので、何かの何とか規定とか、会則とか、そういうわけではないので、ここの所では乳児以下はちょっとお断りというような項目ではなくて、やっぱり全体を通して乳児さんから、ここで言っている子どもというところも考え方としていった方が、「この項目だけは乳児を除いてね」みたいな考え方で作るのはおかしいのではないかなと思ったのですよね。

委員長　　そうですね、『子どもは』で語っているの、一番最初で子どもは18歳未満の者といって乳児まで含めているわけだから、その具体的な対応というか、有り様は相応しいものが選ばれるのでしょけれども、限定はもちろんないわけですよ。そういう方が正しいよね。だから、『表明した自分の思いや考えは大切にされる』という方が分かりやすいのではないか、どうですか。

O委員　　私はこの『年齢や成長に応じて』という部分が消えてくれればそれでいいので。

委員長　　そうですね、意外とそういうことってあまり考えなかったです。皆さん、どうですか、『尊重する』か、『大切にする』のかはともかくとして、『自分に関わることについて参加できます』という、『表明した自分の思いは大切にされます』。それは大切にされる方がいろいろバリエーションがあることもあるでしょう。小学校行っている子が、高校生になった子かによって、大切にされるというのはいろいろバリエーションがあるのかもしれないけど、はなからここで『年齢や成長に応じて』と言う必要はないのかもしれない。どうでしょうか、削りますか？削って何もおかしいことはないですよ。実にシンプルになって。削りましょう、『考えは尊重され』『大切にされる』って、『尊重』と『大切』を並べるとおかしいですか、『尊重する』ということと、『大切にする』ということは全く同じか？

A副委員長　　つまり委員長は大切にしたいということですね。

委員長　　いやいや、『尊重され』『大切にされ』でもいいのではないかと思うけれども、どうですか。ちょっとその所はまた後で考えます。問題は『年齢や成長に応じて』ということ、ここの条文から削るということですね。あと参加の権利についてはいかがですか？またこういうことを言う人がいるのですよ。こういうことを書いておかないと、「何でもかんでも大切にしなきゃいけないんですか？」って言う人たちが必ず出てくるので、そういう時にはそこをどうやってちゃんと意見表明を受け止めていくかということは、成長や年齢に応じてという基本的な条例の趣旨、小さい子は小さい子なりに、大きい子は大きい子なりに尊重するということですよという、その基本はちょっと書いておいた方がいいかもしれないね、解説の中ではね。では、条文からは削ります。3時過ぎましたので、10分間休憩します。

10分間休憩

委員長　　はい、それでは始めましょう。第4章でございます。4章の方、第1節からお願いいたします。

事務局(課長)　　第4章です。第1節は特に変わったところはありません。第2節ですけ

れども、すいません。第1節の『保護者の役割』の第2項ですけれども、前回『子どもの気持ちに耳を傾け』という表現でございましたが、ここの所の表現がなかなか分かりにくいということで『子どもの思いを汲み取り、声に耳を傾け』という表現に直しております。次、第2節ですが、この中では30ページ、『不利益な処分等』の所でございますが、ここは校長先生の意見交換会の中で『子どもに対する不利益な扱い』という表現がございますが、そもそも学校現場、学校なんかでございますと、『子どもに対する不利益な扱いをしようとする』ということ自体はないわけでございますして、すべて教育的措置ということでございますから、この表現は非常に誤解を招くという指摘がございました。現実には公立の学校なんかでは、義務教育において現実的には退学対処というようなことを行った例もないということで、必要性そのものもどうなのかなというご意見もございました。それから第3節、32ページですが、『地域における子どもの居場所』でございます。ここの部分につきましては、子どもの居場所の意義につきまして、A副委員長の方から5行目でございますが、『乳幼児や障がいのある子どもが、保護者や兄弟と一緒に過ごす場や子ども同士で交流する場』という位置付けもあるということで、ここの部分の解説を追加いたしました。それから下の『自然環境の保全』の所ですが、ここの所で一番最後の2行、『本項では、市及び市民が、豊かな草木、水、空気・日光などを大切に
する意識を持ち、良好な自然環境の保全に努める必要があることを明記して
います』という規定を追加しております。

委員長　　ここまでで1つまとめましょうか。長くなってしまうので。そういたしますと1節、『家庭における権利保障』の2項ですね。ここが少し変わりましたが、これは『気持ちに耳を傾け』となっていたのを、『思いを汲み取り、声に耳を傾け』と。くどいと言えなくどいかなという感じがしないでもないですけども。分かりやすくしたということ。この点、どうですか？

F委員　　確認ですけど、今の『思いを汲み取り云々』はいいですが、私は、そのワーキングには出ていないので、ワーキングで進んだことを引き戻すようにしては申し訳ないと思うので、あまりワーキングで決まったことに口を挟まないようにしようと思って見ていたのだけでも、確認として本当に『第一の責任者』にしてしまっているのですか。この説明が書いてあるけど、『第一義的』という方がかなりの意味があって、逆にこの『第一の責任者』というのは強くなるのですよね。『第一義的』というのは重要なという意味が、もちろんファースト、第一の意味もあるけれど、重要な、『第一義的』というのがあるって、それを『第一の責任者』と本当にしてしまっているのですねという確認だけ。皆さんがオーケーなら、それでいいのだけでも。私はかえって強くなってしまいう気がするのだけれどいいのかなというのがちょっとありましたけども。

委員長 控え目な言い方ではありますけれども、かなり落としていますよね。強くなるかな、『第一』という。『的』が抜けると。要するに『第一の責任者』となると順番がいくつかあって、最もというので、『第一義的』というとは何て言うのか、違いますね。

F 委員 親だけに何らかの事情で、例えば他の人が見るけど、親は養育費の負担のということで、いろんな家族の形というのがありますよね。その時に『第一の』として。だから多分こういう家族の『第一義的な』という言葉を使っていくのは、その辺の含みも含めてというのがあるのだと思うのですが、もちろん経過として、私も見させてもらった時にやっぱり分かりにくいから、『第一義的』という部分の所で一般の人に分かりにくいからという所もあったのだけれども。その思いは分かるのですよ。分かりやすい文章にしていきたいと思いますというのがあるのだけど、本当にこれでよいのですか？というに変だけど、ちょっと確認したいなと。

委員長 ここはC委員にいろいろ考えていただいた経過がありましたよね。考えていただいたというか、考えたというか、一緒に考えたわけですけども。強くなったというか。私も『第一義的』というのは分かりにくいよなって、随分偉そうなことを言って、いざこうやって言われると2番目ではなくて、絶対1番だよなという響きになるかな、やっぱり。強くなっているかな、やっぱり。『第一義的』よりは、『一番の責任者です』と同じか。

L 委員 僕は『第一義的』という、ワーキングの時も『第一義的』でいいと思っていたのです。それがわかりづらいということで、もうちょっと分かりやすい表現をということで、こういうふうになったのですが、ただ『第一の責任者』という表現がかえって強く感じられるというのであれば、趣旨としては強くしましょうということではなかったと思うのですね。あくまでも分かりやすくしようという趣旨だったので、この『第一の責任者』といった時に分かりやすいのではなくて、逆に強く感じられるということであれば、意図が何かうまく伝わっていないのだなと思ってちょっと困っています。

委員長 F委員、何かこういう別な言葉、ないですか？強めないで、『第一義的』と同じような。

F 委員 『主要な』とか、『重要な』、その『第一義的』という中に、その第一、ファーストという意味と、『重要な』という意味を含んでいるので、その中を分解する形で『重要な責任者』でも。それだと逆にちょっとぼんやりとしてしまうので、あえて逆にここは『第一義的』という部分で、日本語として分かりにくいけれども、ある部分その時、その時で家族のケースでいろんな形があった時に、もちろん親だから「あなた、大事なのよ。一番目に責任を持ってくれなきゃ困るのよ」という所にも使えるし、何らかの事情でそういうのがダメな時にも「で

も重要なんだよ」という所で親に代行する人がというところ、丁寧に言っていけば、ここの『保護者』とはそれに代行する人もと云々と解説には書いてあるけれども、でも親の所にただ焦点化していかないという思いをここに書いているというのであれば、『第一義的』のままの方がいいのかなと。逆にもっとぼんやりとしていいのであれば、『重要な』とか『主要な』というのがありますけども、どうですか？

委員長 はい、どうぞ。

W委員 辞書で引いてみましたら、『第一義的な』というのは最も重要な意味がある、最も重要な意味を持つというふうに書いてありまして、『第一』は最も大切なというふうに書いてあったので、確かにその違いが分からないのですが、F委員がおっしゃるように違うのだなというのは分かったのですよね。最も重要なという言葉はいかがですか？

委員長 最も重要な。

W委員 最も重要な意味を持つという、その意味は分からなかったのですが。言葉の意味的には『第一義的』には重要な意味を持つという、その意味を持つというあたりにF委員の思いがあるのかなと思ったのですね。ただ単純に重要だとか、一番目だとか、そういうことではないということなのでしょうけど。その辺を最も重要なという言葉に含むという押さえであれば、最も重要なという言葉でいいのかなと思います。

委員長 最も重要な責任者。やっぱり『第一義的な』という方がいいのか。権利条約、国連で決めただけのことはあるな。確かに我々の意図した所とは違った受け止め方をされる危険性があって、順番のファーストということだけが、保護者の責任がこれをきっかけに強められる風潮になるのは本意ではないし。しかし、解説の所で『第一義的』になるか、どの言葉を選ぶかって、3分の1くらい解説で書いているのだけれども、やっぱり元に戻ったって。まあ、議論ですから、そういうこともありますね。S委員、どうですか、何かいい表現ありませんか？

S委員 ありません。『第一義的な』が一番いいような気がします。

委員長 『第一義的』というのが分かりにくいと言ったのは、私が言ったのですね、面目ない。ちょっとなかなか『第一義的』という言葉の他に、その微妙なニュアンスを伝える言葉が思い浮かびません。ですから『第一』となっているのを『第一義的』というふうに戻しましょうか。ありがとうございます。その他、どうでしょうか？あと『家庭における権利保障』については、その他は特にご意見、交換会でのご意見もなかったですよ、課長。この第1節家庭の所では。それでは、『不利益な処分等』の所に『子どもに対する不利益な扱いをしようとする時』、学校だったら学校が子どもに対する不利益な扱いをすることがあ

るということを、前提に書かれるのは心中穏やかではないというわけですけども、そこが危ないのだよね。子どものためになっていると言ってやっているけれども、違っているということがあるから気をつけてもらいたいと思うのだけれども。そうであるならば、子どもに対する不利益な扱いをしていないとおっしゃるのであれば、『子どもにとって不利益な扱いを』にしましょうか。子どもにとって不利益だという方が広いと思うのだけれども。どうでしょうか。

S 委員 この部分はあった方がいいと思うので、文章としては残した方がいいと思うのですが、扱ってどうなのですかね。そういうふうに一般的に言うのですかね。扱って何かちょっと上から下というか、もの的というか、そういうイメージが僕の中にはあるのですが。何か行いと、計らいとかなら分かるのだけれど。扱って何か。扱われたらいやだなと思うのですが。

委員長 何かぞんざいに処理されるような響きになる？『不利益な処分以外を含む』
L 委員 処分以外を含んで、きっと不利益な処分というその処分というのも、実は表題としてはいやかもしれないですね、確かに。ただいわゆる処分というのと、それだけに止まらない扱いというのがうまくあたっているかどうかは別として、単に処分する時だけ子どもの声を聞くように努めなきゃなりませんよということではなくて、もっと広い捉え方をすべきだなと思っているのですね。『不利益な処分等』という、ここは意見交換会でも言っていることを少し捉えて、表現を変える方がいいのかなという気はします。

委員長 まず『不利益な扱い』とした趣旨は、今言ったような趣旨ですけども、『子どもに対する』という響きが「いかがか？」という声に対してはこれでいいですか？教育的配慮があるから、子どもにとってこの処分は不利益ではないのだと、そう思うのは勝手かもしれないけれど、子どもに対する不利益かどうかというのは子どもの視点から考えるわけなので。それでまさに子どもの権利の基本的なものですよね。だからここは『子どもに対する不利益な扱い』ということとは、それは別に学校側が不利益な扱いをいつもしているなどというような、そんな悪意を持って書いているわけではないですから、これは、これでいいか。

J 委員 ここは、高校で3回喫煙で捕まったら退学になるというのはよくあるので、その辺を意識して作ったと思うのだけれども、おそらく校長先生の意見交換会の何人か集まっての話は皆公立の小中だと思うから、そういう意味では不利益な処分ということはないからということでしょう。だからその辺が誤解を招かないような、違うということが何か分かればいいかなと。要するに小中は不利益な処分というのは学校としてはあり得ないと思っているから。タバコを何回吸っても別に学校をクビにするわけではないから。ただ高校の場合は3回でクビだよと言っていると。現実にあると。だからそういうことを意識して、最初作ったはずだからね。だからその辺がもうちょっと分かるように、小中ではこ

んなこと、現実にはないことを書かないで欲しいというのわかるような気がするのです。だからもうちょっと限定的に書くか、何かした方がいいかなと思っていますが。

委員長 　ただね、中学でもけっこう事実上不利益な扱いというのはあるのですよね。

T委員 　イメージとして例えば自宅謹慎というか、自宅待機というかというような取り扱ってありますよね、中学校でもね。そういうことをイメージしたのですよね。

J委員 　それはあるのだけど。本人だけど、来られたら、みんなが迷惑するからということで、やると思うのよね。家庭で反省しててくださいということでやっているよね。そういうことはたまにあることはある。

T委員 　だからそういう自宅謹慎、「何日か家にいなさい」という時に、子どもの言い分もきちっと聞いて欲しいというのがこの条文の趣旨だから、そういう時も。

J委員 　そういう時はちゃんと親も呼んで、子どもも呼んで、きちっと話をして、そのあと「こうしたいけど、どうでしょう？」とやることだから、現実には、「来なくていいよ」ということは絶対あり得ないから。だからそういう意味では、現場では不利益な処分というのにはあり得ないと。自宅謹慎の場合も必ず本人と親を呼んで、理解して納得してもらってから「そうするんだよ」ということでやっているから、ということでしょう。

T委員 　ちょっとかみ合っていないかもしれないですね。手続きはやっているのだろうと思うのだけれども、その処分だけではなくて、そういう時に全部が全部、今、J委員が言われるように十分やっているかなという投げかけも含めて、処分だけに限定しないで不利益な扱いをする時にはちゃんと子どもや保護者の意見を聞いて欲しいというところなので、処分に限定しないという、もう繰り返しになってしまいました。すいません。そういう趣旨だと思うのですけどね。

委員長 　だから実際現場では「そういうふうにちゃんとやって対応してますよ」と。やっている所は何もそれでけっこうなことなのですよ。やっていないケースがある。十分に意見を言っても聞いてくれなかったとか、そういう不満の残るケースというのは、我々の所に来ます。だからちゃんとやっている所まで「やってないだろう」というのではなくて、そういうやっていないケースが現実には、少数であることを願いますが、そういう現実がありますので、やっている所は大いにやっていただいて、これからやろうとする所は気をつけてやっていただくという。こういうことっていうのは人権だ、権利だという場合の対応の仕方としては、こういう条文はあるわけです。おかしいことではないとは思っていますけどね。

F委員 　まず、題を『不利益な処分等』ではなくて、『処分等への対応』、今言ったように後ろの方がしっかりと説明するようにとか、聞くようにという対応の、対

応というか、まず題が『不利益な処分』となってしまうから、校長先生の意見交換会か何か分からないけど、反応してしまうのではないかなと思うので。

W委員 あともう1つですけど、『不利益な処分等』というふうになった経緯がどうだったのかなというのが、『不利益や処分等』という捉えでしたか？処分であるので、本人にやや不利益があるのは当然ですよ。懲戒という意味がありますのでね。不利益がない処分というのはないと思うのですが、ここで『処分等に対する対応』という意味になるのですか？その校長先生の方が話されたように、不利益なところでは学校という教育的な現場には、やはり違和感があるのではないかとということであれば、処分も一応教育的配慮で、本人の成長のためにというものが大前提にかざされると思いますので、『不利益』を取っても変わらないので、『処分等への対応』という形はいかがでしょうか？

委員長 『処分等への対応』よりも、手続きなのですよ。手続き保障みたいなものだから、例えば不利益な扱いをする場合の手続き保障みたいな。そんなネーミングでなければ、不利益扱いへの対応って、不利益扱いしたら、それに対応することが書かれているのかなと思ったらそうではないわけだ。手続き保障のことなのですよ。

T委員 同じことを言おうとしたんですけど、『処分等への手続き保障』というタイトルの方がいいと思います。

委員長 『不利益』を取るのですか。

W委員 先ほど発言したのは『不利益』を取って、『処分等への手続き保障』、T委員と同じになるのですが、その方がいいと思います。

委員長 『不利益』だから問題になるのです。

W委員 そうですけども、不利益ではない処分というのはあり得ないと思いますので。

委員長 ただ、必ずしも処分ということは行政処分にしても、必ずしも有利だとばかりは限らない。不利益な場合もあるし、そうでない場合もあるし。有利かどうかは別として、不利益な場合の処分と、不利益でない処分というのがあるのではないかと、我々は人に不利益を課する時には本人の意見を聞けという最低限の要求であって、いろんな処分をする時に話を手続きの中で聞かなければならないというのは確かにやらなければいけないことだと思うけども。不利益って書かなければ趣旨が分からないのではなか、どうです？

A副委員長 まず学校の中で処分というのは存在しているということと、扱い方が子どもの不利益を招来するというのと、2つあると思います。小学校とか、中学校、義務教育のレベルと高校のレベルでは違うのですが、両方ともそれぞれあるのですが、先ほどJ委員のおっしゃったように、小学校や中学校は教育的配慮の元に、それを極力被害が及ばないようにしているという話はあるかもしれ

ないと。そうだろうかと、常識的にはそういうふうに思います。私の意見はやはり処分と、不利益な扱いの恐れがある場合とを2つ想定して、ここは書いて欲しいと思うのです。それで扱い方をどうするかという時の話の進め方で、そういう手続き上でプライバシーを侵害していたり、集団で先に結論を出してしまったりしているという場合とか、あるいは給食費を納めていないので、こういう子がいるのだというようなことを、どういうふうな審議をするかということも扱い上の問題になったりして、非常に微妙なものがたくさんあるのではないかなと思います。学習権を侵害して謹慎だというふうにすぐ結論を出して、話が進むまでは「静かにしてろ」というふうに、ただそれだけを指示して操作的にやってしまうということで、学習権の侵害。その間課題を出したとか、出さないとかという、そういう非常に微妙な問題が出るので、いろんなことできっとこういう不利益な扱いというのは発生していると、私は想像しております。

委員長 中身はそうすると『子どもに対する不利益な扱い』という、このフレーズはこれでいいですか。ネーミングが、第6のネーミングが少し違うということでもいいのか。

T委員 でも今のA副委員長の意見を反映すると、『子どもに対する処分や不利益な扱い』というふうに、本文にも入れて、タイトルを『処分等』にするという形だとはっきりするかなと思います。

委員長 その方がはっきりしますね、処分と。では、『子どもに対する処分や、不利益な扱い』。たいがい問題になるのは不利益な処分だから。仮に有利な処分というのがあるとしても、どういう有利な処分というのがあるのか。J委員、そういうのはあるのですか？

J委員 そういったものはありません。

委員長 では、『子どもに対する処分等の手続き』にしておきましょうか、ネーミングとしては、中身は『子どもに対する処分、不利益な扱いをしようとする時は』と。こういうことにしましょう。それで次は第3節です。解説をちょっと充実したということですよ。これはこれでいいですか？4番、『安全・安心な地域づくり』。これもこれで、特に問題ないですか。では4節へ参りましょうか。

事務局(課長) それでは4節、34ページです。『参加・意見表明の機会の保障』ですが、『子どもの参加の促進』の2番目ですが、『施設設置・管理者は、子どもが施設の活動・行事・運営等について、意見を表明し、参加する機会を保障するよう、努めなければなりません』の所ですけれども、校長先生方のご意見の中では『行事・運営等』という表現では、その範囲が明確でない、不明であるというご意見がございまして、この部分については例えば『子どもが児童会・生徒会活動、クラブ活動等について、意見を表明し、参加する機会を保障するよう、

努めなければなりません』というような表現ではどうかというようなご意見がございました。それから下から6行目の所ですが、参加、意見表明の機会の例といたしまして『各種行事等への子どもの参加や意見表明のほか、授業に対する感想や、総合学習で採り上げる内容に関する希望について、意見を聞くことを想定しています』という、その例を加えております。次に36ページ、『子どもの視点に立った情報発信』の所ですが、ここの解説の所で現在の子どもに対する情報発信の例を、解説の中に加えた方がいいというご意見がございましたので、「子どもの権利ニュース」の発行や「広報さっぽろ」における特集記事等の記載を加えております。それから下の方で情報発信する時の子どもたちの意見聴取の例も記載すべきだということで、『子ども向けホームページの作成』ですとか、あるいは『情報発信の方法について子どもから意見を聞くなどの取組を広げていくことも求められます』という記述を加えております。それから37ページ、『育ち学ぶ施設職員への支援』の所でございますが、ここは大人の権利保障の規定となっているということで、子どもの権利条例の内容としては相応しくないのではないかとご意見がございました。校長先生方のご意見の中にごございました。それから仮に『子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援』の規定の場合、ここの所は前から実は『保護者への支援』の所と、それから『施設設置・管理者への支援』と、『地域での市民の活動の支援』と3つがセットになっているのですが、そのうち『保護者への支援』の所は第1節の方に移してございますので、記載方法として並列した記載方法を取るということからすれば、むしろそれぞれの項目に戻すべきではないのかというご意見がございました。それから第5節の所ですけれども、4月30日の時点では『施設の設置管理者は、職員が、心身ともに健康を保つことができるよう、必要な環境整備に努めなければなりません』という規定でございましたが、これをワーキングの中で心身の健康のための環境整備だけに止まらず、『子どもの育ちや成長に関わる職員が心に余裕を持って十分子どもたちと関われるよう、必要な職場環境の整備に努めなければなりません』という規定に直っております。それからタイトルですが、前は『育ち学ぶ施設関係者への支援』でしたが、これを『育ち学ぶ施設職員への支援』というふうに事務局の方で直してございます。それから38ページの『地域での市民の活動の支援』の所ですが、これは前回『地域での市民活動の支援』でしたが、条文の方の内容に合わせまして『地域での市民の活動の支援』というふうに変更してございます。それから第6節、『子どものそれぞれの状況に応じた権利保障』ですが、40ページの所でございますが、ここの記載ですね。前回の記載が4つの項目それぞれが語尾の所が『機会の保障』あるいは『尊重』というふうにならなかつたので、今回それはすべて『こと』というふうにごうに語尾を揃えて訂正してございます。それから

ここの所につきましてはワーキングの中でも非常に議論がございましたけれども、意見交換会の校長先生のご意見の中でもやはり4つだけというのは、それ以外の部分に対する配慮の必要がないと誤解される恐れもあるので、やはり包括規定の方が好ましいのではないかという意見がございました。

委員長 それではまず『参加・意見表明の機会の保障』、4節です。この第2項の部分の『子どもが施設の活動・行事・運営等について』という、ここが分かりにくいのではないかという意見があったということですか？範囲が明確でないというのは、ここだけに限らずいろいろあるわけですが、『活動・行事・運営等』で。はい、どうぞ。

J委員 おそらく行事というのは、子どもたちに話を聞いてやるというふうにはなっていないということを言いたいのではないかなと思っているのです。例えば卒業式とか入学式とか、そういうことをおそらく言いたいのかなと瞬間思ったのですよね。ですからここは行事が入っていなければいいか、運営もそうだけど、学校の運営などについては、子どもの意見を聞くというふうにはなっていないと、どこの学校も。ですからこの文言が行事とか、運営とかって子どもの話を聞くというのは現実と馴染まないのではないかと言うことを、これは言いたいのだと私は思っているのです。

委員長 多分そんな趣旨も当然あるでしょうね。

F委員 第4節はこの解説文を入れてしまうと学校だけみたいに読めるけども、S委員もいるように、これは例えば施設の中の行事や運営や活動も、子どもの意見を聞いていきましょうということなので。でも逆にこの解説を読んでしまうと学校だけというふうに、読む方が誤解を招いてしまうのではないかと思うのですが。

委員長 学校だけというふうに誤解しますか。

A副委員長 J委員の方から、包括的なものとして書かれていないというふうに受け止められるようなご意見ですけど、つまりまちづくりが包括的に行われるように、ここは書いておけば、あとは読み手の方でそれぞれの場所でできるだけ努めていかなくはいけないというふうなことが、スタートラインとしては出てくるので、子どもの参加は学校や、地域社会、施設、あるいは子どもが育つ場所として家庭も全部そうなのだけでも、子どもが参加していくという、そういうことがここで宣言されているというふうに前提をおいて、この を読んでもらうようにしたらどうでしょうか？

委員長 リードを入れるということ。これはこれでいいのではないかなと思っていたのですが。その意見交換会での話は、『活動・行事・運営等』という所の範囲が不明確だということの指摘だったわけですよね。

J委員 施設等では行事に子どもたちの意見を積極的に採り入れているよというこ

となので、そういう意味では施設等の機会がこの解説文にないのではないかと
いう、そういう話もありましたよね。

委員長 でも2項の所の、要するに育ち学ぶ施設における参加なのだという、この書
き方で育ち学ぶ施設というのは学校だけではないということは、定義で書いて
いますので、学校だけと誤解されることはないのではないかなと思っていたの
ですが。

T委員 解説文の所は、私もF委員が言う通り、養護施設と施設における参加という
ことを少し書き足した方がいいと思うのですけれども、条文の本文に戻ってこ
の の所が『活動・行事・運営等』の範囲が不明確ではないかという点につい
ては、できるだけ意見表明や参加の機会を保障していこうというのが、この
の趣旨なので、ここは多分議論にもなる所だとは思いますが、卒業式と
か文化祭というさまざまな行事の場面でも、それは全部が全部、参加を十分に
保障するということは、現実問題として、今はできていないし難しいことなの
かもしれないですけども、方向性としては参加を保障していくということを、
特に施設設置・管理者は努めていこうという、そういう姿勢を表しているので、
範囲が不明確ということにストレートに答えていないかもしれないですが
も、むしろできるだけ子どもが参加していく行事・活動・運営について意見表
明、参加権を保障していきましょうという。だからそこはきっと議論になるだ
ろうとは思いますが。

S委員 以前、子どもに関わるとか、子どもが参加するとか、子どもに関するとかい
うのを入れるとか、入れないとかという話があったのですが、これは抜いた
方がということでしょうか。子どもに関わるとか、子どもに関すると言ってし
まうとある意味全部なので、範囲はどこまでと言われたら全部という定義がし
やすいかなと、思うのですけど。

委員長 この2項をこの文言で取りまとめたのは。

事務局(係) 確かワーキングか、検討委員会かちょっと忘れたのですが、その学校面
とかの施設の予算とか、そういう所までも範囲に及ぶのかどうかというような
議論は確かあったはずですよ。子どもが、施設のという所で、それはそれ相
応の場合で判断するのではないかというようなことで、運営や予算という所で
議論、どうでしたか。

V委員 学校の中で教育課程というのがありまして、それを編成して、学校教育目標
を書く。その中で子どもたちにどこまで到達させるかとか、いろいろなその中
で行事というのも組んでいくと思うのです。だからここで幅広く言うと、いろ
んな意味の編成権までもいろんな形で子どもたちが、極端に言えば、そのレ
ベルはやっぱり子どもたちの成長というか、その子どもたちの学びの中で押さ
えるべきことは、もちろん行事であるとか、いろんな活動でということとは保障

しますよということは言っていると思うのですが、それがこういう表現にされてしまうと何でもできると言うか、そういう機会を保障するのではないかと受け取られるのではないかと思いますけど。ですから中学校だったら生徒会行事について、その活動にそれぞれの学校が特色ある活動をしていますよとか、こういう方向でということは子どもたちがやるというか、そういう力を伸ばしたいというのはやっぱり先生方の願いだとは思っているんですけど。だからその部分で幅広く受け止められるとちょっと誤解を招くなという部分だと思うと私は理解していますが。

L 委員 ここはワーキングでもかなり議論した所だと思うのですが、国連の子どもの権利委員会の勧告などでは家庭裁判所及び行政機関、政策立法において子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄で、子どもの意見の尊重を促進することというような言い方で、子どもの意見を参加ですか、日本はなかなか進んでないから、そこを促進してくださいという勧告が、第2回目の勧告ですけど出されているのですよね。もちろんすべて、これは先ほどの議論と全く同じだと思うのですが、子どもがそこに意見を言ったからといって、100%それがオーケーですよとなるかどうかというのは、また別次元の問題なのです。いろんな部分で子どもの意見をどんどん聞き取って、学校だけではなく、これは解説の方は学校だけ書いてあるので、どうかと。確かに他の諸施設の事情も書き込む必要があると思うのですが、限定的に捉えるのではなくて、ここに表現してあるように『子どもが施設の活動・行事・運営等について、意見を表明し、参加する機会を保障するよう、努めなければなりません』という、この書き方で僕は基本的にいいのではないかなと思うのです。それはあくまでも先ほど言ったように、聞いて「100%それを実現できますよ」ということとは、イコールではないというのはもう当然のことだろうと理解していますが、やっぱりどんどん聞く、参加を促すということが大事だろうという、ここの規定としてはそういうふうに理解しています。

委員長 そうですね、こんなところまで子どもの意見を聞かなければならないのかという捉え方ではなくて、できるだけ子どもの意見を聞いて、いろんな学校運営も含めて、そこに反映させていこうではないかという姿勢を持ってもらいたいということで、常に参加は何のためにというと、それは子どもの成長・発達の大きな流れの中で考えなければいけないわけで、こう書いたからといってそうしなければならない、絶対しなければならないんだということにはならないですけどね。だからもっと学校の先生だったら、『学校の先生は生徒の意見を聞いて、生徒に行かせたら楽できますよ』というメッセージも含んでいるつもりなのですが、何か子どもの声を聞くと困ったことになるようなことを念頭に置かれると。

L 委員 もう少し補足して言えば、この前、山梨学院大学の荒巻先生のご講演を聞く機会があったのですが、これは発売されたばかりの本で、『子どもとともに作る学校』ということで、北海道の十勝の学校づくりの実践が本になって紹介されていて、そこに勤務している先生方の記述がたくさんあるのですが、実際にここに勤めてみて、こんなことまで1つひとつ、子どもたちが積極的に関わって学校づくりをしていくのは本当に素晴らしいことだというのを、よそから来て初めて実感したというようなことが書かれているのです。それは僕も読んでいて「ああ、すごいな」と本当に思って、どこでもできるとは思わないけれども、ただ考え方としてはやはり子どもの参加をどんどん促していくことが、きっといい学校づくりにつながるのではないかな。僕は職業柄どうしても学校のことを想定して話してしまって申し訳ないのですが、そんなふうに思います。

委員長 ですからそういう意味で『活動・行事・運営等』というふうに広くくるといって、おかしなことはないと思うのですが。V 委員、私たちのこの熱い気持ちというのはなかなか学校現場に伝わらないものでしょうか？

V 委員 いや、学校自体もいわゆる今までは自己評価といって教職員だけのものから、今はいろんな学校でもやっていますけども外部評価もいろいろと取り入れています。それは子どもたちからもいろいろな学びの部分であるとかいろいろと聞いていますので、それは中にいる者としてはそういう取り組みもやっていますし、だからまったく子どもたちの意見を聞かないとか、何も反映されないというわけではないという部分で知っていただければなというか、その部分をお伝えしたいなと思いました。

委員長 ありがとうございます。現実にはやっているその流れをますます推し進めていただけるような力になるのではないかと。ただ、解説の中にそういうような趣旨をもう少し書いておいた方がいいかなと。子どもたちの意見をもっと聞かなければいけない意義というものを。そうすれば誤解ということとはとりあえずなくなるのではないかと思いますので、十分意見交換会の疑問には答えていけるのではないかと気がいたします。そんなところで、この参加の促進、解説をちょっと。疑問が出てきたという現実に鑑みまして丁寧に書きましょか。その程度でここはクリアできるのではないかと思いますけども。あとご意見、ありませんか。続いてが第5節ですけども、子どもの権利条例に似つかわしくない大人の権利を保障する内容になっているのではないかと、この意見はワーキングの時にもいろいろ議論した所でございます。究極は子どもの権利のためには、それに関わる大人たちも元気でなければいけないという、権利が保障されなければいけないということであって、大人たちの権利保障が目的ではなくて、子どもの権利保障が常に指向されているということは分かっている

ただけるのではないかなと思います。分かっていただけない人にはどうしましょう。説得していく以外ないですね、それは。

S委員 ワーキングの時に少し話をさせていただいたのですが、NPOでやっていたり、民間でやっていて、市や国のあまり十分に保障、補助を得られない中で一生懸命に活動している、育ち学ぶ施設の職員と言うのですか、例えば認可外保育園で深夜間業務をしていて低賃金で働いている保育士さんとか、そういう所だっけっこうたくさんあるのですよね。そういう人たちの権利を保障していく時に、必要な職場の環境整備に努めろということになった場合、これは予算があるわけでもない、利用料を上げるわけにもいかないというようなことになった時の、極めて底辺で頑張っている人たちに縛りになるのではないかと議論が前にあったと思うのですが、その部分はどういうふうに解釈をさせていただけばいいのかということだけお聞かせいただければと。

委員長 これはその所だけで問題を完結しようとする、そういう苦しい状況になるわけですが、そういう現状をどうやって打開して、子どもたちを支援していくかということは、例えば市の補助の問題ですとか、そういうことの逆に根拠に使ってもらえるのではないかと。前向きに受け止めて。だって札幌市はこの子どもの権利保障のためには連携して何でもしますって。何でもというか、やると言っているわけですから、そこと連携していくための1つの根拠になり得るのではないかと解釈できるのではないかと。

事務局(課長) 委員長、その所の話ですけど、やはりこの規定だけから、そういうふうに解釈するというのはなかなか難しいですね。

委員長 どうしてですか。

事務局(課長) 市の補助金ですとか、そういうものをこの規定から読むということは難しいと。

委員長 補助金がここから出てくるというのではなくて、そういう方向へ向けて市といろいろ連携したりしてやっていく、1つの根拠になるのではないかと。その具体的な中身というのは、確かにここから補助金の問題が何か出てくるというものではないでしょうけれども、一番そういう厳しい所で働いておられる方がこれを守ろうとしたって、そういう所に支援を訴えていかなくてもいけないわけですよね。そうした時の根拠になるのではないかと。ということで、それはおかしい、解釈とか何とかという以前の問題ではないかなと思うのですけど。

事務局(課長) この規定を根拠として、そういうふうに解釈することはちょっと難しいと思います。

委員長 そんなことないです、この規定からそういう解釈をするのではなくて、こういうような施設管理者は努めなければならないという義務が現実的に厳しかったら、いろんな所から支援をしてもらったりしなくてはならないわけで、そ

うした時に、別に札幌市でなくてもいいわけですけども、そういう支援を求めるとき、私たちにはこういう子どもたちのためにしなければならない義務があるのだということは、これを根拠にして言えるのではないですか。そして札幌市は、市として子どもの権利の保障のために、いろいろ民間と連携してやっているとということは、別な所でやっているわけですから、この条文からではないけれども、この条例のこの条文と、この条文と、この立法趣旨からすれば、そういう方向ということは当然解釈として出てくると思いますけど。

事務局(部長) 今申し上げたのは直接この条文からという意味であって、例えば全体からして市が育ち学ぶ施設だとか、あるいは大人だとか、そういうことについて支援しないとかということではなくて、この条文からダイレクトに読めないと言っただけであって、条例全体の趣旨から解釈して、そういうことで市に対して助成だとか云々ということについて、それは一般的にあり得ると思うんですけども、ここからは直接は読めないというお話だけはさせていただいています。

委員長 直接ここから読めと言っているのではなくて、そういうことをしていくための施設側の根拠になるのではないかという。自分たちがそうやってしていくのは、条例にだってこうやって書いてあるのではないかということは、「何とかしてくれ」というふうに持っていく根拠になりませんか？

事務局(部長) 条例全体的には、先ほど申しましたように市は育ち学ぶ施設に限らず、大人だとか、その他の人たちと連携を取ってという一般的な話は文章に書いてありますので、そのようなことで市の方に云々という話は分かると思いますけども、ここから、今、S委員が根拠になるかならないか、根拠とすればいいという、この5節の の所からだけでという話にはならないということです。

W委員 根拠となるかどうかという関係の中で、確かこの『子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援』というのは、誰が支援するかというのがはっきり書いていないのですが、最終的に市の支援ということなのか。保護者には市が支援するのですよね。ところがここは施設設置・管理者は職員に支援をするということで、同じ組織の中ですよ、実は。これはそこで止まっている書き方なのかなと見ていたのですよ。ですからS委員がおっしゃるような、今問題になっているような、その先市に要求していけるという文章にはなっていないように感じるのですよね。

委員長 だからここから市に直接請求権が根拠になるなんてことは、私は何も言っていない。

W委員 それで例えば体制を変えなければ、変わらない労働環境というのも実はあるのですよね。というのは規則があって、その下で私たちが仕事をしているとなった時に、そこに子どもの権利とは別の立場で、労働環境とか労働条件が決まってくるのですけれども、その体制とか外側が変わらない中で余裕を持たせて

いくとなると、今度は変わらない中でどうやっていくかという工夫とか、判断が入ってくるのですよね。ただそこを具体的に考えていった時に、それが本当に子どものためになるのかなという危惧が、たくさん私の中にはあるものですから、『余裕』という言葉ここに書き込んでしまうよりは、『関わる職員が十分子どもたちと関われるよう、必要な環境整備に努める』という書き方の方がいいと思うのです。

委員長 ワーキングで何回もやってきましたけども、現実がこうだからこういうことを言ったって、かえって妙なことになるのではないかというような、そういう現状認識ということは大切だとは思いますが、我々が言っているのはそうではなくて、そういう現実があるかもしれないけども、やはり職員が心の余裕を持って子どもと十分接していけるような環境を、子どものために作るのではないかという、それは今日、明日中には無理かもしれないけど、そこに向かっていろいろ考えていこうよという、そういう北極星なのです、これは。そこへ行くね、それ自体をなぜそうやって、否定しなければならないのかということと思うわけですね。心に余裕があることは大切ではないですか。

S 委員 理想だと思います。いいと思いますよ。全然否定もしていないし、理想ともしていないですけど、さっきの話に戻らせていただくと、この条文だけでは1本取れないけども、何か合わせ技で1本取れるのではないかという解釈をされること自体がどうなのかなと思うのですけど。そういうことでいいのですか？これだけだと1本は取れませんよと。ただいろいろな条文を合わせ技にすると1本になるよという話でいいのですか？

委員長 1本取れるかどうかというのではなくて、条例というのは、そういう精神に基づいて施策を考えたり、いろいろと考えていかななくてはならないよということで、ここから直接何か具体的な請求権が出るというようなものではないですよ。具体的な請求権としては、何か侵害されたような時は、1つの排除する根拠になるかもしれないけどもね。

S 委員 そうすると利用されやすいというか、請求権とつながりやすい部分を感じざるを得ない条文ではあるなという気はするのですよね。

委員長 請求権というか、「これは何とかしてもらわなきゃ困るね」というようなことを言っていて、その施設管理者との間で子どものためにどういうことができるかということ議論していただくきっかけにはなるし、それができなければまた別な条文との兼ね合いで、市だったら市の方へ働きかけるということも、結果として出てくるかもしれませんけどね。

A 副委員長 この委員会の趣旨は、やはり市長の方から子どもを市民として認めると言うことで、今まで後回しにしてきた部分をきちっと正常にするということから、大人たちがもう少ししっかり考えるということをやったわけです。ですから今、

最善の利益としてこういうものが必要だと。こういう環境の中でそれを遂行することが必要だということを、答申案として出すことによって、それを取り巻く大人たちがバラバラなことを言っているという事態が発生してきたら、今の札幌の子どもたちの状況はどんな環境にあるかということが分かるわけです。それで事務局としてはなるべく条例として通って欲しいということで、今、いろんな所で「こういう書き方はどうなんだ」というふうにやってきたのだけれども、ここの部分は人員を増やす、増やさないということではなくて、人と接するということをきちっと専門的にやってもらおうではないかと。子どもと接するというところをしっかりとやるためには、職員という言い方もありますけれども、学校の先生方が心のゆとりを持って関わっていくということをつまえていこうということで、これはワーキングの中でも議論した、すべて終わっている所だと思うのですが、事務局の方でこれだとなかなか、先ほどのS委員のおっしゃるように何か利用されてバーゲニングの対象になるというか、取り引き材料になるという話になっているのだけど、ここでそのことを検討する会ではないですからね。やはりこの会として一番いいものはどういうものなのかということを決めて、これを市長にお渡しして、そこから先のところのことなので、そっちの方から何か、未来の方から何かここの今の時点を、この場面を何か方向付けようとするという、この力をなるべく排除しないとこれは固められないと、私は感じております。

委員長 事務局もいろいろ心配してくれてのことですので、そういう声は十分聞きながら、我々のいいものを作っていくとはいけないわけですが、いかがでしょうか。あえてここに、ワーキングでいろいろと議論してきたのですが、議論に意見を述べられていない方、あえてここに入れることの意味と、それから大人の権利保障をしなければならない、子どものためにしなければならない意味というのはご理解いただけるのではないかなと思っているのですが、どうでしょうか？

T委員 私はどちらかという入れた方がいいのではないかとずっと言っていた方なので、理解していただけるのではないかとということに対する答えにはならないですけど、これがやっぱり間接的な子どもの権利保障につながっていく条文として位置付けられているかどうかの確認、最終的にはその確認なのだろうと思っています。トータルとして予算要求までつながるのか、市に申し入れするところにつながっていくのかということころは、広い意味ではつながるけれども、確かにストレートにつながるものではないというのは、今までやり取りをした通りだと思うのです。むしろこういう子どもたちとの関わり方について議論をしながら制度設計も含めて、よりよい方向に行きましょうという時の手がかりになる条文として読めるかどうかということころで判断をしたらいいと思

っていて、私自身はそういうふう読んで、読めるのではないかなと思って、ここに入れたらいいと判断をしたんですけども、どうでしょうか？

L委員　　まだ実はやっていないのですけれども、『最終答申書の作成にあたって』という所で、あとでやるのですけれども、私たちが起案した子どもの権利条例のセールスポイントと言いますか、ここが特徴ですよということを4点にまとめてある中のうちの1点が、この6ページの3番『子どもの育ちや成長に関わる大人への支援』という項目なのです。この一番下の段落に表現が出ているのですが、僕はその表現をここにもまた使えばいいと思うのです。つまり一言で言えば支援の重層構造です。6ページの表現は『私たちは、子どもに関わる大人に対して重層的な支援を行うことで、真に、子どもが権利を行使する環境が整備されるのではないかと考えます』。ここですよ。つまり子どもの権利条例として、子どもたちをまず第一に直接的に支援します。それから子どもたちを支えている親を中心とする保護者にも支援します。それから子どもたちに直接関わっている、例えば幼稚園の先生や、ベビーシッターや、保育園、そして学校の先生などにも支援をします。それからというふうに地域の活動にも支援します。市民の活動にも支援します。そういう支援の構造を重層的に作り上げているのですよということをこの6ページに書いてあるのですが、この解説でも、戻って37ページの解説でもその重層構造の一環ですというようなことを表現しておけば、僕は理解してもらえないかなと思っています。

W委員　　私も、支援の重層構造で職員の心に余裕が持てるのであればいいと思うのです。ただ、ここに書いてあるのは、管理者と職員の関係において、同じ組織の中での支援です。例えば、市民や市がその支援をする側になって、学校の教育活動を理解し協力していくとか、そういうことであれば、組織の外からも支援を受けるという意味で十分、重層的ですけども。

施設の管理者も多くは、子どもと関わらないかということと関わるのですね。その関わる人も、今度はそこを支援しなければならないと、精神的に非常に負担になってくるといふ側面も。子どもが暮らす施設の中に対立関係ができたとしたら、それは子どもにとっては良いことではないのですね。

それで、私は、今L委員がおっしゃったような重層構造で、という仕組みには、ここの支援の文章はなりきれていないという気がします。もっともっと広い意味でその施設を支援できるのであれば、重層構造になっていけると思うのです。そのあたりを、S委員がさっきからおっしゃっていると思うのです。

事務局(課長) 委員長、先ほどこの条文そのものからは、市の財政的な支援ということちょっと読み取れないのですよね。市の姿勢としましては総則第1章の3の責務の所に、これは市ですとか、保護者ですとか、施設関係者等々が連携して、『子どもの権利保障に努めなければなりません』と書いていますから、姿勢と

しては市が子どもの権利保障に努めるという、そういう姿勢は確かにございますよね。だからそういう一般的な範囲ではそういうことはあると。そういう解釈であれば可能だということだと思います。

委員長　　ですからそういう解釈ですよ。いろんな意見が出ましたけどもね。職員が心に余裕を持って、子どものために接しようではないかという、理想と言われるかもしれないが、ここに向かってみんなで行こう、ということは何も問題はないと思いますので、これはこれで我々の1つの、かなり議論をワーキングなどでもしましたので、自信を持って最終答申に盛り込みましょう。これだけ議論すれば、どんなところから突かれても答えられますよ、それはね。それよりも何よりも問題なのが第6節でございます。ここも悩みましたね。先ほど出たような、4つに絞ることによる問題点。包括案の方がいいのではないかという。包括案とは何かというと、1から4つまでこういうふうに挙げないで、例えばですよ、差別や不利益をなくし解消するためにもっと抽象的に取り組みますということでもいいのではないかという、そういう温かいご指摘ですけれども、この所をこだわってと言うか、考え抜いたT委員、そういうご指摘に対してはどうお考えになりますか？

T委員　　少し解説を補いたいなどは思っているのですが、やっぱり3章に不利益・差別を受けない権利というふうに書き込んで、さらにこの6節に書くということの意味を考えると、むしろこの4つの点に限定する趣旨ではなくて、広い意味での差別や不利益をなくしていくための具体的な取り組みを書いていって、そして本当に不利益のない社会を実現していくのだと。それを抽象的に書くのではなくて、具体的にこういうことも盛り込んでやっていくよというふうに書き込んだ方が伝わるし、施策に反映しやすいだろうと思っています。4つに限定する趣旨ではないということは、1と2を読んでもらうと、1と2がつながっているということと、第3章に書かれた権利保障を具体的に実現していくのだというふうに、トータルで読んでもらうと伝わるのではないかと思って、最終的にはこういうふうにまとめられました。

L委員　　僕は意見交換会で、この4つに列記して書いたら『そこだけに留まってしまふのはまずいのではないか』というのすごく積極的な素晴らしい意見だなというふうに聞いたのですよね。つまりそういうもっとももっといろんな所に目配せをして、きちっと対応していく必要があるのだということを確認しているということですから、それはありがたいなと思ったのです。ただここで僕たちが4つに出したことは、あくまでもこれは4つに留まるのではないよと。あくまでも例示として、「こういうことに是非配慮してください、それ以外にもしなければいけないことは山ほどあるんです」ということで書いているわけですから、きっと意見交換会で出た内容も趣旨としては、いろんな所にきちっと対応

していく必要があるということでは、なかなかいいことをおっしゃってくれた
なと、そういうふうに思って聞きました。ただ包括案にしてしまうと、何が何
だかわけがわからなくなってしまうから、こういうふうに具体的に「特に配慮
してください」ということを書き込んだということではないかなと、
僕は理解しています。

委員長　　これは、4つに限定したかのように誤解されると言うのですけども、誤解さ
れないような書き方って何かありますか。『次のような点などに配慮した』と
かで『など』を付けるとか。例えば、何かそんな限定されてしまう誤解を避け
るための言葉の使い方というのがあるのだったら、それでもいいですし、何か
いい案ありませんか。まず包括案がいいのではないかというような意見も、議
論の中でもありましたけれども、包括案説は見事に論破されてしまったわけ
ですけども。やはり書く以上はこれぐらい具体的に、最終答申としては書くとい
うところでいいですか。中間答申でもこういう項目を書いていますから。

F委員　　私もこれを入れたら、この障がいという所はよいとしても、逆にここは大き
いなと思ったのですね。アイヌの民族の問題であったり、外国籍の問題であ
ったり。でも逆に、例えば私の身近なところで言うと家族の形、これだけ一人親
が増えてきたら、一人親の子どもが受ける問題とか、私の関心のところで言う
と、やっぱり経済的に困窮な子が不利益を、でもそういうのをに入れていたら、
多分切りがなくなるので、言っただけいけないと思って、私は議論の中では言わ
なかったのですが、だからどういうくくりでこの4つなのかというところがあ
って、全部網羅するのか、私もどれがいいというのは分からないのだけれども、
印象としては大きなトピックだなという感じはありますよね。

委員長　　なぜ4つかというと、前の条文の時に障がい、民族、国籍、性別などという、
必ずしもこれの例示とは言えないのかもしれないけど。これ、合ってはいます
よね、だいたい。

F委員　　もしもこの文章のまま、そういう私が今挙げたようなことを包括するとな
った時に、6節の1はまずいだろうなと。『子ども及び家族の障がい』とな
った時、例えば一人親の家族の形を障がいというふうに言っているのかと読み取
られてしまうかなと。子どもや家族の何らかの不利益が、それを障がいという
言葉でまとめている。民族は民族で分かるし、国籍は国籍、性別は性別と分か
るけれども、それをそこに全部まとめると言ったら、「私の家族がシングルマ
ザーだから、シングルファザーだから、それは障がいなの？」と言われた時に
「そうじゃないですよ」という言い方をこっちの方で用意しておかないと誤解
されてしまうかなと思いました。

L委員　　ごめんなさい。家族の障がいという意味が。

F委員　　多分ここでは、例えばお父さん、お母さんがハンディを持っている家族もと

ということだけれども、そうではない社会的な不利益はこの中には。例えば家族の形にばかりこだわるわけではないけれど分かりやすいので、家族がたまたま一人親だからってすごく友だちの中で不利益をしたり、貧乏だからというところ。でもそれはこの所で言うにはちょっと、この章に入れないですよとなったら、それはそれでスッキリするけれども、入れるとした時に障がいという言葉以外のものがあるかなと思ったのですね。

委員長　　ここで言っているのは、そういう差別は許されないという問題であって、今、F委員がおっしゃったような社会的な差別も『など』の中に入るわけですよ。『など』の中に、もちろん。それは入りますよ。もしそれを原因とした差別というものがあるのであれば、それはいけませんよ、そういうことは。だから『障がい』とか、『性別』のあとに『経済的貧富の差』だとか、そういうような経済的な差別だとか、社会的差別というのは当然入ってくる差別ですよ。

L委員　　『など』でくくっているつもりですけども、その『など』の部分をもう少し例示しなければ読み取れないということでしょうか？ F委員に質問ですが。その所の解説をもっと、『など』に関わる解説をもうちょっと丁寧に書き込めばいいということでしょうか。

委員長　　ここでも『宗教、言語、財産などさまざまな要因での差別や不利益』と、こうなっているのだけだね。

L委員　　一番下の『また』の最後の所ですけど、『そのほか、宗教、言語、財産など様々な要因での差別や不利益が考えられることから、表題としては、「子どものそれぞれの状況に応じた権利保障」と記載することとしました』ということ。一応全部。要は、僕ら差別はダメだよと。どんなことを理由にしても、差別はダメだよということをここで書いているつもりなのです。

F委員　　そこまで入れればオーケーですよ。

委員長　　元に戻って、この4つの不利益というのは『次のような』という、『ような』というところで例示だということが示されているはずですけど、『次の点に』と言うよりは『次のような』というところでボヤッとしているわけですけども。

A副委員長　　ちょっとF委員に教えて欲しいところなのですが、家族自体が経済的ないろんな問題があるということが障がいの理由になる場合の実際の救済措置というのは児童福祉法というふうに考えることはできないのでしょうか？

F委員　　もちろん児童福祉の中の手当もあるだろうし、でもそれが小さなところでいえばクラスの中でお友だち同士の中でといった時には、それは福祉法でどうとかっていうものではなくて、でもそれが家族の社会的な諸条件が何らかの形で子どもにとって、子どもはそこを選んで生まれてきたわけではないのに不利益があるとした時に何らかの形で、ここで保障するというのがあってもいいのかなと。でももちろんおっしゃるように解説まで読めば、宗教の部分であると

か、財産の部分、言語とか書いてあるのでオーケーだと思うのですが、ただ上の本文だけを読んだ時に、それがA、B、C、Dなどとなった時に、それが入らないのだったらそれはそれでいいのだけど、入るといった時に。まあ、いいのか。あまりこだわらないので。それプラス他の所に1回出してみても、その所で意見があったというので、そう思うのは私だけではなく、何らかの形でこの6節の1、2というのは。私1人が読み方のバイアスがかかって突っかかるのかなと思ったけど、他に出してみても突っかかるとしたら、私個人のバイアスではないのかなと思ったりもしたのですけど。

委員長 『など』の中の宗教、言語、財産を並べて書いたって別に大した量になりませんので。確か川崎でしたか、16条で随分たくさん書いてありましたよね。差別の例示としてもっと書きましようか。そうした方が、そこまで書けばその『など』というものもだいたいイメージしてもらえらるでしょう。川崎は何項目出ていましたかね？

L委員 8書いて、その他と書いているから。

T委員 川崎は、読むと『子どもまたは、その家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障がい、その他の置かれている状況を原因、または理由とした差別及び不利益を』と書いてあります。

委員長 だから宗教、言語、財産を加えて『など』と締めることぐらいはいいのではないですか？

事務局(係長) そうすると2項との関係で、やはり2項には4項目しか載っていないということと言われる可能性が。

委員長 ですから『次のような点に配慮する』というのであって、これ以上。

L委員 僕は今の川崎のようにもっと例示した方がいいというのであれば、ここに例示してかまわないと思うのですね。僕たちがちょっと頭の中で1と2をぴったり一致させようとしたから、逆に言うところここに書かれていないものが抜けてしまうのではないかみたいに思われるのかもしれないです。ですから1にはたくさん書いておいても、2の方は別に、1の方が8になった場合は2も8にしなくてはならないというふうに書くと、結局書いてないものは抜け落ちているのではないかというふうに思われてしまうので、1は増やしても2はもうちょっと表現を、『次のような点に配慮した』という、これだけではないですよということをもう一言書き込めば十分伝わるのではないかなと思います。

S委員 僕も1の所は宗教、言語、財産などを入れて増やした方がいいと思うのと、僕は論破されちゃったのですけど、基本的には包括案の方がいいのかなというのをずっと思っていて、T委員、4つ特出しの意味というのが何かあるのですか。

T委員 いろいろ曲折を経ていて、自分で自分を論破した感じで、一旦包括案はワー

キングで私も出したのですよね。出したけれども、やっぱりすごくこの位置付けがぼけてしまって伝わらないなと思って、権利保障という所で3章に書けないかと少し悩んで、その案も作りかけたのですけれども、なかなかやっぱり難しい。むしろ3章は子どもたちにもスッと分かるように、『差別や不利益を受けない権利』という所でも大きく書いて、そしてそれを具体的に実現するためにどういうことをしていくかというのを、この4章の6で書いていった方がさらに伝わるなと思ったのです。4つを出した意味というよりは、4つは私が中間答申でまとめたところを踏まえつつ、やっぱり具体的に施策をしていった方がいいという中で、4は最終的に前回なくて今回加わっていますけども、それ以外の部分は中間答申に盛り込んだ内容と施策に具体化して行って、全体として多様性を大事にする社会を実現していきましょうということをより具体的に伝えるようにしたいということなので、4つに限定する趣旨ではなくて具体化しましょうというところに意味がある。だからもっとこういう所は入れた方がいいというのがあるのだったら、確かに2にも盛り込むという判断はもちろんあると思うのですけれども、なかなか確かに具体化していくとなると、逆に網羅的に書くということが難しくなっている中での、ある意味では現状でできるだけ例示だということを伝えるような表現に整理できればいいかなと思っています。

委員長　　まず1項の例示は増やすと、これはいいと。2項の市の役割というか施策に向けてのポイントはこの4つに配慮してくださいという書き方。包括で行くか、これで行くかということはずっとやってきましたけれども、もう決断でございます。我が最終答申を出す時に、これで行きましょう。また包括案だなんてことになったら、それで解説の中にも例示だということをちゃんと書いて、これで行きます。ご意見、ありますか？では、5章。

事務局(課長)　　すいません、今のは入れるということですか？

委員長　　どこですか？

事務局(課長)　　1項を増やすということですか？財産とか何とかって。

委員長　　『宗教、言語、財産など』くらいまで入れてもいいのではないですか。

事務局(課長)　　先ほどのご意見もありましたけど、2項とやっぱりちょっとバランスが崩れて、ますます「2項で列記されていない部分はどうしてなんだ？」ということにならないですかね。例えば1項で『障がい、民族、国籍、性別などを理由としたあらゆる差別や不利益を受けないように』とか。3章がそんな規定になっているのですよね。3章の権利のカatalogの所にも、そういうことによる差別を受けない権利というのが規定されているのですよね。16ページですけど。16ページの4項に『子ども及び家族の障がい、民族、国籍、性別などを理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと』となっているのですが、39ページ

の方もこれと倣って『障がい、民族、国籍、性別などを理由としたあらゆる差別や不利益を受けないように』ということでどうでしょうかね。

委員長 『あらゆる差別』、差別があらゆるというのではなくて、例示の所の『など』という所で、どこまで入るのかという疑問に答えられるのだったら答えた方がいいのではないかと。『などを理由としたあらゆる』でも、すべてが入るわけだからいいわけですけどね。それよりも2項との対応関係がよく分からなくなって、ますます「他はどうした？」と言われる可能性があるという、そっちの方が重要な、どっちかと言うと。どう書いても何か言われるのですよ。ですからこうしましょう。さっきの16ページの所の差別の書き方。『などを理由とした』、ここにも『あらゆる』ということで、言葉の使い方として3章とこっちを統一しましょう。それで2項の所をどう書くかということですけども、『次のような』というところで例示だということを知っていただきたい。分かっていただけない人のために、解説で例示だと書く。それでも分からない人は、そういう人はいないと信じて、我々のメッセージは書きようがないですね、これは。

F委員 そういう単語でいっぱい挙げると切りがないのは分かったので、ちょっとだけ。16ページにしても、39ページにしても『障がい、民族、国籍、性別をはじめとした』とか、『はじめとした』で課長と川崎の条例を使って『子どもと家族が置かれている条件』なり『状況によるあらゆる差別』というふうに、ワードで挙げるのはこの4つでいいのだけど、『などを』というのは全部理由にかかってしまうのですか、日本語の読み方の問題ですが。なので、それをはじめとして他にもあるよということをやより分かりやすく、『はじめとした』家族なり、子どもが置かれている状況なり、条件であらゆる差別を受けないようにという、挙げる単語はこの4つ『障がい、民族、国籍、性別』でオーケーだけど、『それをはじめとした』ということと、あとちょっと川崎の『子どもと家族が置かれている状況』なり、『条件』という形で書いてもらうのはどうですかね？

委員長 『置かれた条件を理由とした差別や不利益』？

F委員 あらゆるだけど。

委員長 あらゆる。それを16ページの方とリンクさせる。

F委員 はい。これは同じにするのですよね、16ページと39ページとね。

委員長 川崎ではそうなっているの？

F委員 川崎は全部書いてます。だけど川崎もそれだけいっぱい挙げているけど、『その他置かれている状況で』と、『状況』を原因としたり、理由としたりして差別を受けないようにと書いてありますね。

委員長 趣旨としては同じなのだけどね。どんな差別でもダメよというメッセージではあるのだけれども、『など』ではだめですか。

- L 委員 F 委員のおっしゃることは、『など』というのではちょっと分かりづらくて、その『など』の所に変わるものとして、『はじめとした』という表現。
- F 委員 『その他』というか、川崎のを使わせてもらえば、挙げるのは4つだけど、川崎みたいにいっぱい挙げないけど、『性別、その他』という。
- L 委員 『その他を理由としたあらゆる差別や不利益を受けないように』とすればいいということですか。『その他』を入れるか、あるいは、『など』では、いまいち分かりづらいということですね。他にももっとたくさんあるけど、全部差別はダメだよという、そういうのももうちょっと分かりやすくないかということですか？
- 事務局(課長) そうしたら『性別、その他』、川崎ですと『その他の置かれている状況、原因、または理由とした差別及び不利益』とかなり気を使って書いているのですけれども、この辺をちょっと参考にしながら構成するというところでよろしいですかね？
- 委員長 ではそれと前の方とリンクさせると。それで2項はこのままでいくということにしましょうか。そういうことでよろしいでしょうか。最後5章から7章に向けてですけども、お願いします。
- 事務局(課長) 全体構成を以前は権利救済が一番最後になっていたのですが、一番最初の7ページの骨格図をちょっとご覧頂きたいのですけども。以前の委員会では骨格図が4章のあとに6章、7章を先に書いて、その下に一番最後に第5章の『子どもの権利侵害からの救済』だったのですが、『子どもの権利侵害からの救済』ですとか、『施策の推進』などすべてを受けて、最後の『権利保障の検証』ということで検証する形になりますので、順番を入れ替えました。それで第5章に『権利侵害からの救済』、第6章に『施策の推進』、第7章に『子どもの権利保障の検証』ということで、『検証』はすべてを検証するというふうに直します。それで41ページに戻りまして、第5章は『子どもの権利侵害からの救済』という規定になっています。それから43ページ、前回の委員会では『権利救済制度』の部分だけの規定でございましたが、権利救済制度のみにかかわらず、札幌市全体の相談、または救済体制に関する記載を置くということで、43ページに各相談機関・救済機関等との連携して、子どもの権利侵害からの救済に取り組むという規定を1つ置いています。それから次に45ページ。『第6章 施策の推進』は特にございません。『第7章 子どもの権利保障の検証』は、以前はこの部分につきましては1つの条文でございましたが、まず名称が『子どもの権利専門委員会』を『専門委員会の職務』に直してございます。それから職務と提言を2条に分けていまして、1を『専門委員会の職務』、それから2を『提言』と分けてございます。意見交換会からの方からは『権利侵害からの救済制度』と、『検証機関』につきましては理念を書くだけにして、別条例

で定める方がよいのではないかという意見が出ております。以上です。

委員長 5章の点については3の所の『「子どもの権利オンブズパーソン」によるもののほか』いろんなこれまでの相談救済の制度について連携を図るというような、ある意味で包括的な救済施策への方向性を明らかにしたわけですけども、これはいいのではないかなというのがワーキンググループの見解でございました。いいですか。それから6章はいいとして、7章は『専門委員会の職務』の所で委員が何人とか、任期が何年となっていますけども、職務と構成とかだけではないですよ、書いてあるのはね。職務といたら何かもうちょっと。職務と構成とか、職務だけではないので、何かお願いいたします。意見交換会の方からの理念に留めて、あとは別条例でということですけども、オンブズパーソンについてはまさに理念だけで別条例にということですので、これは意見交換会の意見と同じようなものかなと。それで検証のための専門委員会が、これは別条例ではなくて、この条例を根拠に作っていいのではないかということで、別条例にはしないでここに盛り込んだわけですけども、これは課長、別条例にしないで、これを元にして専門委員会をもし作ろうとしたらできるのですよね？

事務局(課長) オンブズほど大きな制度ではございませんので。校長先生方のご意見の中では条例等ございましたから、規則や何かでもということも含まれていたのだと思うのですけども。ただ条例の中で書き込んでできる範囲のものだと思っておりますけども。

委員長 では詳しくは『市長が定めます』と書いてあるから、規則でということになるでしょう。これで一応7章まで参りました。終わりまで来たのですが、振り返りますと預かりテーマが『目的』と『雪』でございますね。これが預かってございますけどもね。これはちょっと考えましょう。ここで限られた時間になって参りましたので、前文の方もございますので、ワーキンググループを持つだけの時間はないので、正副で今日の議論を踏まえてどんな形がいいのか。

L委員 正副でやっていただくということでかまわないですけど、要請を1つだけお願いしたいなと思ったので。先ほどの子どもの最善の利益というのを入れるというような意見もございましたので、もしそれを入れるということであれば、それはいわゆる大人の責務なのではないかなと思いますので、それを考慮するのであれば第1章総則の中の3番。『責務』という所で『市、親など保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません』という、ここの所に例えば『子どもの最善の利益を実現するために』というような書き方をすれば、そんなに違和感なしに入るかなと僕は思ったので、一応ただ意見として言わせていただきました。

委員長 分かりました。ありがとうございます。ちょっと検討します。さあ、皆さん、

いよいよこの前文でございます。これがいろいろ子どもたちの意見も参考にしながら、苦労に苦労を重ねて、だいぶ短くなってしまったのですけどね。読んでいただこうかなと、お願いできますか。それでは皆さん、聞いてください。

事務局(係) では、読ませていただきます。『すべての子どもは、未来と世界へはばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。日本には、平和な社会を築き、子どもの権利を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。子どもは、自分のもつ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感すると、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。子どもの権利を大切にするとは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。そして、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育てていきます。子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点にたったまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します』。

委員長 事務局の方でもいろいろと資料を用意して頂いたりして、考えてみたのですが、どうでしょう。我々の条例の基本的な精神が盛り込まれているか、品格の具合はどうか、あたりのところをご意見いただけませんか？

W委員 とてもいいなと思う所がたくさんある前文です。で、条例づくりの中で、条例ができてからのことが意外と話題にされまして、この条例を実効性のあるものにするというのが、上田市長さんからの宿題というか、一番の課題だったのですが、結局できてからのことが実効性に関わるということで、救済制度が作られたり、今提案されたりしています。あと学習とか普及というところがちょっと今のこの前文の中にはあまり書かれていないですけども、そちらの方はいかがでしょうか？

委員長 これは、前文にどういう位置付けを与えるかということなのですが、本文のエッセンスをここに全部書き出してしまうものだとするならば、もうちょっといろんな項目を具体的に書かなくてはいけないのかもしれませんが、前文

というのはそういうものではないのではないかと。基本的な条例の熱い心を、たくさんある中でもここは大事だぞという所を盛り込むのでいいのではないかなと思ひまして、この程度になったのです。ですから書かれていないから、軽んじているなどということは全然ないのですが、やっぱり我々が作らなければならないのだ、もちろん作った後も大事ですけど、作らなければならないのだというふうに思った経緯というのは、やっぱりこの辺にあるのではないかなという。

S委員 熱い気持ちとか、理念というのはすごく伝わってくる、分かりやすい文章だと思うのですよね。それであまり長すぎたり、字数が多いと、今度そこでちょっと取っつきにくい雰囲気が出てしまうといけないので、このぐらいの文面がちょうどいいなと思って見ていましたけど。

委員長 高校生の皆さん、ご意見を。

O委員 本当に些細なことですけども、『子どもの権利を大切にする日本国憲法があります』と書いてあるのですが、どの条項に書かれているのでしょうか。教育の方ですか。

委員長 これは具体的に子どものことを憲法は書いていないのです。しかし日本国憲法の精神は、子どもを大切にするというふうに読むのです。今や、それが常識であります。子どもの権利を大切にしていない日本国憲法というふうに考える人は誰もいないということなのです。

O委員 では、日本国憲法すべてが子どもに対してだと。

委員長 いえ、そんなことではないです。

O委員 では、具体的にどの条項が子どもの権利を大切にしているんでしょう？

T委員 まず憲法13条というか、『平和な社会を築き』という所からつながって1文になっているところからすると、前文と9条も関わってくると思うのですけれども、子どもの権利を大切にするというところで考えると、まず憲法13条の『個人の尊厳』の所で『子どもを含めて権利主体である』ことが位置付けられて、もうお分かりの通りですよ。それからもちろん教育を受ける権利。さっきおっしゃったような所も入ってきているけれども、もう1つやはり大事なものは、子どもの権利条約が国内法的に位置付けられるというのは憲法の98条で、条約が国内法として位置付けられるというのがあって、だから憲法があって、条約があって、そして法律があって、条例も含めてね。そういうまさに重層的に子どもの権利を保障していこうと。やっぱりその最高法規としては憲法が日本の中ではあるよという、そういう趣旨でここは書かれていると思うのです。そう読んで欲しいなと思うのだけ。

O委員 結局日本国民に子どもも含まれるということですよ。

委員長 もちろん。基本的人権の共有者の人には子どもも当然含まれるわけでありま

す。

○委員 帰って勉強し直します。

委員長 でも確かに日本国憲法ができた時の、あの時代に子どもの権利という認識があったかという、ないですよ。私たちが憲法を勉強した時も、憲法の教科書にそういう箇所というのはなかったですよ。子どもの権利という言い方はね。でも今はあるらしいです。最近の教科書を見ていないけど、あるのね。

Ｌ委員 ○委員が質問されたことは、実際にワーキングでそのままの議論があったのです、実は。だからすごいなと、今、本当に思っているのですけど。確かに日本国憲法を制定した時点で、子どもの権利という概念そのものは日本には位置付けられていなかったと思うのですね。ですから直接的な表現で子どもの権利を保障しているという条項はないと思うのです。ただ憲法の理解の仕方が今、子どもの権利というのをいわゆる人権として、大人の権利と基本的には同じものとして理解し、そして一方では子どもの固有の権利というのもまたきちっと理解していこうという、そういうふうになってきていると思うのですよ。ですから直接的な表現で何条に子どもの権利を大切にするとすることは、あくまでもないと。ただ日本国憲法の理解として、私たちは子どもの権利を大切にしているという、そういう理解をしましょうというところで、この文章が出てきているということなのです。

委員長 意外と、そうしたら合格点をもらえたかな、この前文。Ｖ委員、合格点、ただけででしょうか。

Ｖ委員 私も今の話、分かりましたけども、その下の段の、ちょっと部分的に読むと『子どもは、自分のもつ権利を学び』で、１行飛んで、『自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます』とありますよね。いわゆる権利学習の部分で、ここの部分はやっぱり本当に子どもたちがしっかりと身につけてもらいたいというか、前文でありますよというのは、ここの部分を指しているのだろうと思うのですけれど、これがもうちょっとより具体的に皆さんに分かってもらえるというか、非常に重要であるということをおたちは伝えていかなくてはというか、それを実効性のあるものにしていかなければならないと強く感じるのですね。それはやはり学校だけではなくて、いろいろな部分で取り巻く、育ち学ぶ施設もそうですけど、いろいろな保護者の方にも、地域の方にもここの部分は非常に強調して伝えていただければありがたいなと、私はすごく思いました。

委員長 ありがとうございます。２段落目の要するに言葉遣いですが、『誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長していくことを認め』と。例えば『成長していくことを保障し』というのではなくて、『成長・発達していくことを認める』という

言い方というのはいいか、例えば『成長・発達していく権利のあることを認め』とか、『認める』対象というのは、権利の主体であって『差別を受けることなく、自分らしく、成長・発達していく何とかを認め』と書いて書かないと、何か『成長・発達していくことを認め』というのは言葉足らずだと思いませんか？認めることでもいいのか、どうですかその言葉遣い。

W委員　そこら辺はさっきの目的の表現とも関わるのですけれども、さっきの目的の所もやはり誰が保障するという意味で、今のままだも誰かが保障しているのですね。大人の目というのはそこにも、文章にもあって、ここにも『認め』というのは誰かが認めているので、違う方が。今私たちが話し合っている趣旨からすると、違う言葉の方がいいと思います。『自分らしく、成長・発達していくことができます』では弱いですか。

委員長　これは、主語は『日本は』約束しています。『日本は』これを認めと、認めるのは日本なのだよ。

W委員　日本なのですか？

委員長　主語は日本です、そういうふう発達していくということが、子どもなのだとすることを認めということで、『認め』でもいいのか。ということで、1字1句考え始めると、本当に、あ、そうですか、ありがとうございます。とりあえずじっと見つめていると、何か妙な心持ちになって参りますので、とりあえず前文はこういうところでもいいだろうと。解説付きの前文ということですので。さあ、それであと残ったのがいわゆる『最終答申の作成にあたって』という所です。基本的に中間答申でも書いたような内容をまた繰り返すような部分もあるのですが、最終答申案の精神を簡単にまとめてみたところであります。前々からなぜ条例が今必要なのかというようなことを言われて、ずっと言われ続けてきておりますので、ここでもまた中間答申でも言っておりますけれども、ちょっと文章を変えて、視点を変えて必要だということを書いてみました。それで札幌市の取り組みについては客観的にこれまでの経過を書いてみました。そして検討委員会の取り組みというのはどんなことをしたかということを書いて、条例制定の意義ということで、『また』という所、これも中間答申でも書いた趣旨でもあるのですけれども、『また、私たちは、最終答申書の作成を通じて、あらためて条例の名称及び条例を制定する意義を確認しました。条例は、子どもの権利保障、権利侵害からの救済に取り組む札幌市の基本的な姿勢を示すとともに、具体的な施策・事業を進める法的な根拠になります。このことから、私たちは、市民全員が「子どもの権利」を正しく認識する意識を育んでいくためにも、条例の名称には「権利」という言葉を明確にするべきと提案します』と。そして条例を制定すると、次の4つが実現されると我々は考えますということで、『権利の理解促進』『やさしいまちづくり』『自立した大人へ

の育成』、『育成』って何か変ですね。『育成』って誰かが誰かを、何を育成するというわけだから、『自立した社会性を身につけた大人への成長』とかっていうことだろう。そして4つ目が『侵害からの救済』という、この4つが条例によって具体化されていくはずだということを書きました。それで次の(3)は、これも「権利」と「義務」の関係ということで、これもずっと言われ続けているものでありますので、もう一度書いてみました。それで書いた内容は、特に権利ばかり、義務だとか言う人たちに対しては、子どもの権利というのは、子どもというのは権利があるだけではなくて、保護されることも必要ですよ。だから大人に対して保護を求める権利という意味で、大人はそれに応える責務があるのですよということで、3ページの『ここで誤解してはならないことは』という所に『「子どもには、権利とともに保護も必要である。」ということです』と。『権利と保護を対立的に考えるのではなく、子どもが自立した大人へと自己形成していく過程にあることを踏まえ、この両者を子どもの成長にあわせて組み合わせていくこと』が求められるのだと。『ここでいう「保護」というのは、「大人が導いていく」というのではなく、「子どもに寄り添い、支援しながら、子どもとともにいろいろな問題をかんがえるんだ」それが保護なんだ』という押さえで、権利があるのだったら、自分でやってみると。保護はしらない、保護を受けたいなら言うことを聞けというようなものではないということ、ちょっと書いてみました。それで最後のだめ押しとして、権利の中で一番重要なのは意見表明と言われているけれども、ここで自由に意見を言って、子どもが決定することができる権利と理解すると、子どもの言い分に従わなければならないのかという考えをする方が出てくるわけです。しかしこの意見表明権というのは、子どもの意向をできるだけ尊重しようということであって、いいなりになるということ認めていることではないことは、もう皆さんご案内の通りでございます。その所でやっぱり子どもの最善の利益の観点から、適切でないことが明らかな場合には、子どもの意向を容認しないこともあり得るのだと。そういう厳しいものなのですよということを書いて、しかし大人はそういう場合には、きちんと子どもに説明する責任があって、大人の説明に対して、今度は子どもからさらに再反論というような意見表明があるかもしれない。その時にはさらに再度の意見表明に対して、再度の説明ということによって、子どもと大人との建設的な対話が継続的に行われるという、ここが意見表明権の本当の趣旨なのだ。だからこれこそがやっぱり権利と保護を対立的に考えるのではなく、子どもの成長にあわせて組み合わせていくことの1場面ではないかということで、1つの例として挙げ、さらに『遊ぶ権利、疲れたら休む権利』なんていうことを、今、誤解される向きがあるということを目にしましたので、まさにそういう時にこそ、子どもが休息する権利、遊ぶ権利を

主張して学校をさぼったらどうなるのかと。こういうことを真面目に考える方もいるのです。ですから、そういう方がいる以上、答えなくてはいけないと思いまして、そういう時にこそ、しかし子どもは本当にどういうことを、それによって言おうとしているのかという、本当にただ怠けたいということによっているのか、何かの意思表示かもしれないわけですよ。子どもの真意を確かめて、大人は休息する権利とか、遊ぶ権利というのは、そういう成長・発達するために不可欠なものとして、君たちに認められているものであって、そんなダラダラと怠けることを認めたものではないのだと。学ぶ権利を大切にすべきではないかなどと言って、それこそ丁寧に説明して、先ほど言ったような建設的な対話をしていく必要があるのだという。まさにそういう中で、議論を交わす中で、それを通じて子どもが権利を正しく学び、もっと自分を大切にしなければならぬのだなということを知るのではないか。そして最後はだめ押しなのですけどね。このように子どもの権利を認めることや、言い分を聞くことというのは、言いなりになることではなく、大人の人権感覚、責務が問われているのだという、こんなので書きたい内容は中間答申と趣旨は同じなのですが、書き方を考えて書いてみたのが、この4ページまでです。あとは5、6については条例案の考え方というか、特徴を4点。課題を9つ挙げましたけれども、その中でも特にこの4つというのは、我々の条例の特徴として言えるのではないかと。9つが9つ、全部特徴だと言ってしまったら、必ずその中でも特に強調したいものは何ですかと言われるだろうから、最初から4つということにしてみたというのが、この6ページまでの『作成にあたって』の文章であります。今日もそんなに残り時間がございませんので、私としてはそんなに皆さん方とここ1年間議論してきた所から外れていないのではないかなとは思ってはいるのですが、いろんな表現なんかでご意見があらうかと思しますので、今日残された時間、ご意見をいただくとともに、足りない場合はメールとか何とかで、意見を寄せていただければ、それを参考にしてもう1回考えて、最終案を来週にかけのものを作りたいと思いますけど。どうでしょうか、何かそんなところで今のところお気づきになったような所があればご指摘いただきたいのですが。

L 委員 今朝方読んだものですから、あまり厳密に読めてないかもしれないですけども、最初の所の2段落目で「子どもの権利条約」の所で『言い換えれば、条約は、大人に子どもを大切にすることを求めている』というふうになっているのですが、子どもを大切にすると分かるかなというのがちょっと疑問としてありました。『大人に子どもの権利を大切にすることを求めていると言ってもよいでしょう』というのが分かりやすいかなと思いました。それからもうちょっと下に行きますと、『子どもの人権』という言葉が至る所に出てくるので

すけれども、『子どもの権利』というのと『子どもの人権』というのはイコールではないという議論を一度か二度ぐらいしたかと思うのですが、ただこれを一般的に読まれた時に『子どもの権利』と言っているながら、『子どもの人権』という表現があちこちに出てくると、「どう違うんだ？」というふうに必ず質問されるというか、疑問点として出てきてしまうので、どうしても『子どもの人権』として使わなければいけないのであれば別ですけれども、『子どもの権利』の方が基本的には分かりやすいのかなと思いました。3点目は札幌市の取り組みとして平成16年、この1ページ目の下から8行目ぐらいだったと思うのですが、札幌市としては『子ども未来局を設置し、子どもの権利条例の制定に向けて、具体的な施策を展開していくこととなりました』とありますけれども、『具体的な施策を展開して参りました』、やってきたのだという表現の方がいいかなと思いました。あともう1つだけです。4点目ですけども、5ページの『「子どもの権利条例(案)」の考え方』の1番の『最終答申書の作成に向けた議論』という所で、子ども委員会、3段落目。『「子ども委員会」は、発足から4カ月にわたり云々』とありますけども、ここの所をもうちょっと、子ども委員会はこんな風にいっぱい頑張ってきたのだというようなことを書いて、子ども委員会がすごくやってきたということを、もうちょっと表現した方がいいのかなと思いました。以上4点です。

委員長 はい、どうぞ。

W委員 皆さんが子どもの権利条例に対する期待感とか、それから理念を持たれているのを、これまで話を積み上げてきて、1つの形にまとまりつつある時はとても嬉しいなというふうに感じています。今、委員長さんが出してくださった、すごく中身の濃い文章を読ませていただいて、特に5ページの最終答申書の特徴という所に、5ページ(2)『最終答申書の特徴』に『権利普及』が来ているというのは、私自身とても嬉しいことなのです。ちょっと読んでみますと、2行目がありまして、『「子どもの権利」の理解を深めるための取組を行うことは極めて重要です。子どもが権利を行使するためには』ということで、子どもが権利を行使できなければ作った意味がないというぐらいに思っているのですけれども、そのためには『子ども自身や大人が「子どもの権利」について正しく理解する必要があります。また、子どもが、自分の権利を正しく行使することで、自分だけではなく、他者の権利を尊重した大人へと成長・発達していくことができるようになります』。そしてこの尊重できるように成長・発達した大人が、さらに次の子どもたちに伝えていくという、これがすごく私は最初の前文に来て欲しいなと思うのです。これは私だけでしょうか？これがにあるのがとても素晴らしいと思いますし、これはもう前文にあっていい文章ではないかなと感じます。できたらそうしていただきたいと。以上です。

- 委員長 どうぞご意見を。まだ多少お時間がございますので。
- W委員 もう少し補足を。誤解されたら困るのですが、この文章をここからなくして前文に入れるという意味ではなくて、この部分を重ねて前文にも入れていただきたいということです。
- C委員 私はメールで未来局の方には送ったのですが、3ページの「権利」と「義務」の関係の所ですが、上から7行目の所に『そもそも、子どもには大人とは違った特別な「義務」というものがあるのでしょうか』と書かれているのですが、私は中間答申の権利と義務の所に書かれている、中間答申の3ページの所に『権利というのは、子どもにとって正しいこと、当然のことである』ということが書かれていて、『何かの義務を果たすことを条件に認められるようなものではなく、人間が人間として生まれた以上、誰に対しても無条件に認められるものなのです』という、ここを是非入れて欲しいと思います。
- 委員長 ありがとうございます。その他いかがですか？そうしますと、これは何といっても、今日1時の段階で配布されたものですので、この全体を通して十分まだ目を通されていない形です、皆さんね。今度、来週27日の3時からでございますね。3時からの検討委員会で最終決定をするわけでございます。それまでの間にご覧いただいて、できるだけ早い、気が付いた所を事務局だったら事務局の方にメールでいただいて、それを正副委員長の責任で文章化して盛り込んで、27日、その日ではなくてちょっと前に最終案を。
- 事務局(係) メール等で送れる方については送りたいなと思っているのですが、そういうことであれば月曜日中ぐらいにできれば出していただけると助かります。
- 委員長 月曜日までを期限として。ですから根本的に、やっぱり包括案がいいのではないかという、そういうのは勘弁してもらいたい、もうそれは審議に関することになってしまいますので、何のために今まで議論してきたのか分かりませんので、そうではなくて表現だとか、言い回し、まだ十分意が通じてないと思われるような所についてのご指摘を期待するものであります。
- 事務局(係) あと参考資料ということで、47ページ以降資料を付けているのですが、まずこの委員会からの提案の内容、各項目、全部で100何項目になるかと思うのですが、その項目を載せています。そのあと皆さんに確認していただきたいのは58ページに委員名簿を掲載しておりますので、この名簿で間違いがないか、もう一度確認だけよろしくお願いします。それ以降は委員会とか、懇談会、出向き調査等の資料を載せておまして、最後63ページ以降に中間答申書に寄せられた市民意見ということでまとめています。先ほど言ったように、月曜日までにご意見、文言等で何かあれば出していただいて、そのあと正副の方で調整させていただきます。できれば木曜か金曜には送りたいなと思っていますので、ご協力よろしくお願いします。今度の27日は土曜日、15時からWESTの方で。

委員長 今度はWESTでございますね。ということで、行きましょうか。さあ、だいたい6時になったので、終わりたいと思うのですが、いかがでしょうか、事務局の方からさらに何かご報告、連絡、ありますか？いいですか。では、これで18回の検討委員会を終わります。27日で終わりでございますので、何とかひとつもう一頑張りを。それでみんな揃って30日には、市長に渡すことができることを願っております。では、終わります。どうもご苦労様でした。